

津 市 公 報		第 1 9 9 号 平成 2 6 年 4 月 7 日
目 次		
津市条例		
津市風致地区内における建築等の規制に関する条例		
津市消防長及び消防署長の資格を定める条例		
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例		
津市財産に関する条例の一部を改正する条例		
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例		
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市落合の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市簡易水道条例の一部を改正する条例		
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例		
津市規則		
津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則		
津市事務分掌規則の一部を改正する規則		
津市公印規則の一部を改正する規則		
津市物品会計規則の一部を改正する規則		
津市会計規則の一部を改正する規則		
津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則		
津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則		
津市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則		
津市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則		
津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		
津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		
津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則		
津市市税条例施行規則の一部を改正する規則		
津市景観規則の一部を改正する規則		
津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		
津市消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める規則		
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則		
津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則		
津市訓令		
津市事務専決規程の一部を改正する訓令		
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令		
津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令		
津市告示		
公示送達		
認可地縁団体の告示事項の変更		
市道路線の区域変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
公示送達		
放置自転車等の撤去及び保管		
公示送達		
自動車臨時運行許可標識の回収不能による無効		
公示送達		

地縁による団体の認可
国民健康保険被保険者証の無効
認可地縁団体の告示事項の変更
財政公表
公示送達
市道路線の廃止
市道路線の認定
市道路線の区域決定
市道路線の供用開始
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市公告

三重短期大学生生活科学科専任教員の募集
開発行為に係る工事の完了
道路位置指定
都市公園の供用開始
犬の抑留
開発行為に係る工事の完了
犬の抑留

津市水道事業管理規程

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市消防本部訓令

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令
津市消防表彰規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則
津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

津市教育委員会訓令

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催
津市指定文化財の指定
津市指定文化財の指定解除

津市選挙管理委員会告示

津市選挙管理委員会委員長の選挙
津市選挙管理委員会委員長の職務を代理すべき者の指定
農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数
選挙人名簿からの抹消者

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 号

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 58 条第 1 項の規定に基づき、風致地区（面積が 10 ヘクタール以上のものであって 2 以上の市町の区域にわたるものを除く。）内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可行為)

第 2 条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、別表第 1 に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
 - (2) 建築物等の色彩の変更
 - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) 土石の類の採取
 - (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 市長は、前項の許可には、都市の風致の維持上必要な最少限度の条件を付することができる。

(協議行為)

第3条 国若しくは地方公共団体又は規則で定める公社等の機関が前条第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議することをもって足りる。

(通知行為)

第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為（別表第1に掲げ行為を除く。）をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知することをもって足りる。

(許可の基準)

第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で別表第3に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市の風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。

- (1) この条例の規定に違反した者
- (2) この条例の規定に違反した工事等の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第2条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反している者
- (4) 詐欺その他の不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者

(立入検査)

第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事等の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、規則で定める身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第6条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第2条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

3 第7条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年三重県条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の一部改正)

3 津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例（平成18年津市条例第213号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年三重県条例第17号）第2条第1項」を「津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年津市条例第1号）第2条第1項」に改める。

別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）

許可を要しない行為

1	都市計画事業の施行として行う行為
2	国若しくは地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
3	非常災害のため必要な応急措置として行う行為
4	建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが 15 メートルを超えることとなるものを除く。）
5	建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が 10 平方メートル以下であるもの
6	次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転 (1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物 (2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの (3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台 (4) その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが 1.5 メートル以下であるもの
7	面積が 10 平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
8	面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
9	枯損した木竹又は仮植した木竹の伐採
10	自家用に充てるために必要な木竹の伐採又は木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
11	危険な木竹又はこの表及び別表第 2 に掲げる行為のため必要な測量、実地調査若しくは施設の保守の支障となる木竹の伐採
12	土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第 7 項の土地の形質の変更と同程度のもの
13	建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔、広告板、広告塔その他これらに類するもの（第 6 項各号に該当するものを除

く。)以外のものの色彩の変更

1 4 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

1 5 風致地区内において行う工事に伴い堆積される土石で、当該工事現場において、工事施行期間内に限り堆積されているもの

1 6 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為

(3) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転

イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転

ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採

オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウの土地の形質の変更と同程度のもの

カ 建築物等の色彩の変更で第13項に該当しないもの

キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、第14項に該当しないもの

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業、有線ラジオ放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送をいう。）の業務（共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。）又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の業務（共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線ラジオ放送業務又は有線テレビジ

ョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、
改築、増築又は移転

(5) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転

イ 宅地の造成又は土地の開墾

ウ 用排水施設（幅員が２メートル以下の用排水路を除く。）の設置
又は幅員が２メートルを超える農道若しくは林道の新設若しくは開
設

エ 水面の埋立て又は干拓

オ 森林の択伐又は皆伐

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

別表第2（第4条関係）

通知行為

- | | |
|----|---|
| 1 | 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（第34項に掲げるものを除く。） |
| 2 | 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為 |
| 3 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為 |
| 4 | 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 |
| 5 | 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業の執行に係る行為 |
| 6 | 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為 |
| 7 | 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。） |
| 8 | 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。） |
| 9 | 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 |
| 10 | 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域 |

- 森林計画に定める林道の開設、改良又は管理に係る行為
- 1 1 森林法第 4 1 条第 3 項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
 - 1 2 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
 - 1 3 鉱業法（昭和 2 5 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 1 項に規定する鉱物の掘採に係る行為
 - 1 4 ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物（圧縮天然ガスに係るものを除く。）の設置を除く。）又は管理に係る行為
 - 1 5 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
 - 1 6 鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
 - 1 7 軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
 - 1 8 港則法（昭和 2 3 年法律第 1 7 4 号）による信号所の設置又は管理に係る行為
 - 1 9 航路標識法（昭和 2 4 年法律第 9 9 号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
 - 2 0 港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 2 条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設（同条第 6 項の規定により同条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
 - 2 1 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）による一般自動車道又は専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の

- 造設を除く。)又は管理に係る行為
- 2 2 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- 2 3 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- 2 4 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 2 5 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 2 6 放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 2 7 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 2 8 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 2 9 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- 3 0 高速自動車国道若しくは道路法による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法による一般自動車道を除く。))とを連結する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 3 1 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- 3 2 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

- 3 3 地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- 3 4 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 1 0 0 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 3 5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- 3 6 三重県立自然公園条例（昭和 3 3 年三重県条例第 2 号）による公園事業の執行に係る行為
- 3 7 三重県文化財保護条例（昭和 3 2 年三重県条例第 7 2 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された三重県指定有形文化財、同条例第 2 7 条第 1 項の規定により指定された三重県指定有形民俗文化財若しくは三重県指定無形民俗文化財又は同条例第 3 5 条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

別表第3（第5条関係）

許可の基準

行為の種類	要件
建築物の新築、改築、増築又は移転	1 仮設の建築物 当該建築物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 2 地下に設ける建築物 当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 3 その他の建築物 (1) 当該建築物の高さが、地上から15メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合は、この限りでない。 (2) 当該建築物の建ぺい率が、10分の4以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (3) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離は、道路に接する部分にあっては2メートル、その他の部分にあっては1メートル以上であること。ただし、改築又は周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (4) 新築、改築又は増築にあっては新築、改築又は増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、移転にあっては移転後の建築物の位置が、新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

	(5) 当該建築物の敷地内に風致の維持に必要な木竹が存在しないときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。
工作物の新築、改築、増築又は移転	1 仮設の工作物 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 2 地下に設ける工作物 当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 3 その他の工作物 新築にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築又は増築にあつては改築又は増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、移転にあつては移転後の工作物の位置が新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
建築物等の色彩の変更	当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
宅地の造成等	1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合（以下「緑地率」という。）が、別表第4に掲げる風致地区の区分ごとに、それぞれ同表に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 2 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 3 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。 (1) 高さが5メートルを超えてのりを生ずる切土又は盛土。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支

	障がないと認められる場合は、この限りでない。 (2) 面積が1ヘクタール以上の森林で、風致の維持上特に必要があるものとして、あらかじめ、市長が指定したものの伐採 4 1ヘクタール以下の宅地の造成等で前項第1号に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
水面の埋立て又は干拓	1 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 2 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
木竹の伐採	伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少なく、かつ、当該行為が次のいずれかに該当すること。 (1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は土地の形質の変更に係る行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採 (2) 森林の択伐 (3) 伐採の成林が確実であると認められる森林の皆伐（面積が1ヘクタール以上の森林で、風致の維持上特に必要があるものとして、あらかじめ、市長が指定したものに係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの (4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採
土石の類の採取	1 採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 2 採取の方法が露天掘りでないこと。ただし、必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に支障を及ぼさない場合は、この限りでない。

屋外における 土石、廃棄物 又は再生資源 の堆積	植栽等による必要な修景措置が行われることにより、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
-----------------------------------	---

別表第 4 （別表第 3 関係）

風致地区別緑地率

風致地区	緑地率（％）
偕楽公園	1 0
贅崎浦	1 0
結城	1 0
阿漕浦	1 0

津市消防長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 号

津市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 法第 15 条第 2 項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 本市の消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あったものであること。
- (3) 本市の行政事務に従事した者で、津市行政組織条例（平成 18 年津市条例第 11 号）第 1 条に規定する部の長の職その他これと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 法第 15 条第 2 項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1 年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級

に３年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、３年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

- (3) 本市の消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に３年以上あったもので、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に消防長の職にある者は、退職するまでの間、第２条に規定する消防長の資格を有する者とみなす。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年３月２８日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成２６年３月３１日」を「平成２７年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年３月２８日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第５号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成１８年津市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

附則第８項中「平成２６年３月３１日」を「平成２７年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年３月２８日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第６号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成１８年津市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成２６年３月３１日」を「平成２７年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

津市財産に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 7 号

津市財産に関する条例の一部を改正する条例

津市財産に関する条例（平成 18 年津市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（行政財産の貸付け）

第 7 条の 2 法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までの規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 69 条第 6 項から第 10 項まで及び第 70 条第 5 項から第 8 項までの規定により行政財産を貸し付ける場合については、次条から第 10 条までの規定を準用する。

第 8 条を次のように改める。

（普通財産の貸付期間）

第 8 条 法第 238 条の 5 第 1 項の規定により普通財産を貸し付ける場合においては、その貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 建物を所有することを目的とし、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 22 条に規定する定期借地権を設定して、土地及びその土地の定着物（建物を除く。以下この項において同じ。）を貸し付ける場合 50 年以上 60 年以下
- (2) 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）を所有することを目的とし、借地借家法第 23 条に規定する事業用定期借地権等を設定して、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 10 年以上 50 年未満
- (3) 建物を所有することを目的とし、借地借家法第 24 条に規定する建物譲

渡特約付借地権を設定して、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合
30年以上50年以下

(4) 前3号に規定する場合を除くほか、建物を所有することを目的とし、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 30年

(5) 臨時設備の設置その他一時使用を目的とし、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 1年以内

(6) 前各号に規定する場合を除くほか、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 20年以内

(7) 一時使用を目的とし、建物その他の物件を貸し付ける場合 1年以内

(8) 前号に規定する場合を除くほか、建物その他の物件を貸し付ける場合
5年以内

2 前項第4号から第8号までに規定する貸付期間は、更新することができる。
この場合において、その更新の期間は、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 前項第4号に規定する貸付け 10年（当該貸付けをした後の最初の更新にあつては、20年）

(2) 前項第5号から第8号までに規定する貸付け 当該各号に定める期間
附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の津市財産に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約に係る財産の貸付けについて適用し、同日前に締結した契約に係る財産の貸付けについては、なお従前の例による。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年３月２８日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第８号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成１８年津市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

別表第１２製造所の設置の許可の項中「９１，０００円」を「９２，０００円」に改め、同表貯蔵所の設置の許可の項中「８２０，０００円」を「８３０，０００円」に、「９９０，０００円」を「１，０１０，０００円」に、「１，１００，０００円」を「１，１２０，０００円」に、「１，４００，０００円」を「１，４２０，０００円」に、「１，６４０，０００円」を「１，６６０，０００円」に、「３，８５０，０００円」を「３，８８０，０００円」に、「５，０９０，０００円」を「５，１００，０００円」に、「１，１２０，０００円」を「１，１３０，０００円」に、「１，３３０，０００円」を「１，３４０，０００円」に、「１，４８０，０００円」を「１，５００，０００円」に、「２，１２０，０００円」を「２，１４０，０００円」に、「４，３３０，０００円」を「４，３５０，０００円」に改め、同表取扱所の設置の許可の項中「９１，０００円」を「９２，０００円」に改め、同表製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査の項中「９５０，０００円」を「９９０，０００円」に、「１，６５０，０００円」を「１，７２０，０００円」に、「３，１８０，０００円」を「３，３２０，０００円」に、「３，８９０，０００円」を「４，０６０，０００円」に、「４，４５０，０００円」を「４，６５０，０００円」に改め、同表特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の項中「４１０，０００円」を「４３０，０００円」に、「９２０，０００円」を「９６０，０００円」に、「１，１６０，０００円」を「１，２１０，０００円」に、「２，８３０，０００円」を「２，９５０，０００円」に、「３，４７０，０００円」を「３，６２０，０００円」に、「４，０００，

０００円」を「４，１７０，０００円」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 9 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町 1 3 0 4 番地
	津市クリーンセンターおお たか	津市森町 2 4 3 8 番 地 1
	津市河芸美化センター	津市河芸町久知野 3 9 2 番地

ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町 1 3 0 4 番地
	津市クリーンセンターおお たか	津市森町 2 4 3 8 番 地 1

改める。

第 5 条第 1 項の表中

「 津市西部ク リーンセン ター	1 ごみ（可燃物 （粗大ごみを除 く。）に限る。）	1 廃棄物の重量が 20 キログ ラム以下の場合 300 円
		2 廃棄物の重量が 20 キログ

	2 廃棄物処理条例 第11条第3項の 規定により、市長 が別に定める産業 廃棄物	ラムを超える場合 300円 に20キログラムを超える廃 棄物の重量（以下「一律超過 重量」という。）10キログ ラム（一律超過重量に10キ ログラム未満の端数がある場 合においては、その端数重量 又は当該一律超過重量が5キ ログラム以上のときはこれら を10キログラムとし5キロ グラム未満のときはこれらを 切り捨てるものとする。）に ついて150円を加算した額
津市クリー ンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大 ごみを除く。）に限 る。）	
津市河芸美 化センター		

を

津市西部ク リーンセン ター	1 ごみ（可燃物 （粗大ごみを除 く。）に限る。） 2 廃棄物処理条例 第11条第3項の 規定により、市長 が別に定める産業 廃棄物	1 廃棄物の重量が20キログ ラム以下の場合 300円 2 廃棄物の重量が20キログ ラムを超える場合 300円 に20キログラムを超える廃 棄物の重量（以下「一律超過 重量」という。）10キログ ラム（一律超過重量に10キ ログラム未満の端数がある場 合においては、その端数重量 又は当該一律超過重量が5キ ログラム以上のときはこれら を10キログラムとし5キロ グラム未満のときはこれらを 切り捨てるものとする。）に ついて150円を加算した額
津市クリー ンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大 ごみを除く。）に限 る。）	

に

改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

津市落合の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 10 号

津市落合の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市落合の郷の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

1 箇所につき	炭等の原価相当額
---------	----------

」 を 「

1 人 1 回につき	300
------------	-----

」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市落合の郷の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 11 号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

津市簡易水道条例（平成 18 年津市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 6 項中「戸木簡易水道」を「下之川簡易水道」に、「美杉町下之川」を「美杉町八手俣の一部（下竹原簡易水道の給水区域を除く。）」、美杉町下之川」に、「137 人」を「560 人」に、「21 立方メートル」を「184 立方メートル」に改め、同表第 10 項中「戸木簡易水道」を「下之川簡易水道」に改め、同表第 17 項中「美杉町八手俣の一部」の次に「（下之川簡易水道の給水区域を除く。）」を加える。

別表第 2 中

「	下多気簡易水道	
	戸木簡易水道	を
	三谷簡易水道	
		」
「	下多気簡易水道	
		」に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに使用した簡易水道事業の用に供する水道の料金については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 12 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 18 年津市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項第 2 号中「（当該世帯主を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 25 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 13 号

津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 18 年津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「5 万円」とあるのは、「4 万円」とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第11号

津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「ところによる」を「ところによるものとする」に改め、同項第2号ただし書を削り、同条第2項中「美里社会福祉センター使用料還付請求書」を「美里社会福祉センター使用料還付申請書」に改める。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条、第6条関係）

美里社会福祉センター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市美里社会福祉センターを 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（曜）午 前後 時 分から 年 月 日（曜）午 前後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	電話（ ） —		
使 用 す る 施 設	☐ ホール ☐ その他の室		
使 用 す る 設 備 器 具			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等			
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無		

※次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	施 設 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

第2号様式（第5条-第7条関係）（表）
美里社会福祉センター使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市美里社会福祉センターの 使 用
使用変更
について、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	電話（ ） ー		
使 用 す る 施 設	☐ ホール ☐ その他の室		
使用する設備器具			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等			
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無		
許 可 条 件 等			

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

美里社会福祉センター使用許可取消届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市美里社会福祉センターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設	☐ ホール ☐ その他の室
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式（第9条関係）

美里社会福祉センター使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏名（代表者）
電 話

次のとおり津市美里社会福祉センターの使用料の減額を受けたいので申請します。
免除

使 用 日 時	年 月 日（曜）午 前後 時 分から 年 月 日（曜）午 前後 時 分まで			
行 事 名				
使 用 目 的				
使 用 す る 施 設	☐ ホール ☐ その他の室			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要	
減 免 申 請 の 理 由				

※次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第 5 号様式（第10条関係）

美里社会福祉センター使用料還付申請書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市美里社会福祉センターの使用料の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで		
還 付 対 象 施 設	☐ ホール ☐ その他の室		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日	年 月 日	
	納 付 金 額	円	
還 付 申 請 の 理 由			

※ 次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 12 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「第 8 号様式」を「第 8 号様式その 1 又はその 2」に改め、「提出」の次に「（市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会を経由して市長に提出した場合を含む。）」を加える。

第 7 号様式及び第 8 号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

福祉医療費領収証明書 (宛先) 津市長 ※該当する番号を 1 障害者 ○で囲んでください。 2 一人親家庭 3 子ども 4 その他										
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">市 町 コ ー ド</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; height: 20px;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>		市 町 コ ー ド					
市 町 コ ー ド										
受 給 資 格 証 番 号	氏 名	性 別	生 年 月 日							
		男・女	年 月 日							

医 療 費 証 明 書 (第三者行為及び後期高齢者医療該当者を除く。)				
診 療 年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
一 部 負 担 割 合	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継
入 院 ・ 外 来 区 分	入 院 ・ 外 来	入 院 ・ 外 来	入 院 ・ 外 来	入 院 ・ 外 来
入 院 診 療 実 日 数	日	日	日	日
保 険 請 求 点 数 (額)	(円) 点	(円) 点	(円) 点	(円) 点
一 部 負 担 額	円	円	円	円
公 費 ・ ⑧ 区 分				
公 費 請 求 点 数	点	点	点	点
公費・⑧一部負担額	円	円	円	円
食 事 療 養	保 険 請 求 分	円	円	円
	標 準 負 担 分	円	円	円
	公 費 請 求 分	円	円	円
	公費標準負担分	円	円	円
処方せん発行区分	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
処方せん発行 医療機関番号				
処方せん発行 医療機関名称				
証 明 書 料	円			

上記のとおり診療を行い、所定の一部負担金を領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関コード

(〒)

所 在 地

名 称

医療機関等

開設者氏名

電 話 番 号

⑨

第8号様式その1 (第12条関係)

福 祉 医 療 費 領 収 証 明 一 覧 表

(第三者行為及び後期高齢者医療該当者を除く。)

[illegible]

保険診療による一部負担金を上記のとおり領収しました。

医療機関コード

$$\left(\overline{\tau} \right)$$

所在地

医療機関等名称

開設者氏名
電話



第 8 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

第8号様式その2（第12条関係）

福 祉 医 療 費 領 収 証 明 一 覧 表

(第三者行為及び後期高齢者医療該当者を除く。)

[illegible]

保険診療による一部負担金を上記のとおり領収しました。

医療機関コード

$$\left(\overline{\tau} \right)$$

所在地

医療機関等名称

開設者氏名
電話



附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 13 号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項の表を次のように改める。

建築物	報告の時期
前項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号に掲げる建築物	毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間
前項第 4 号から第 6 号までに掲げる建築物	平成 18 年を始期として、隔年 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間
前項第 8 号に掲げる建築物	平成 18 年を始期として、3 年ごとの 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間
[備考] 前項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号に掲げる建築物のいずれかに該当し、かつ、同項第 4 号から第 6 号までに掲げる建築物のいずれかに該当するものに係る報告の時期は、毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間とする。	

第 10 条第 3 項の表中「7 月 31 日まで」を「10 月 31 日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 14 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

第 1 条 津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号の表中

「こども家庭課 保育担当 児童母子担当」を
「子育て推進課 子育て推進担当 保育担当
こども支援課 こども支援担当 発達支援担当」に改め、同項第 1
1 号の表中「建築安全担当」を「建築安全・耐震担当」に改め、同条第 3 項
中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 16 号までを 1 号
ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項第 2 号中「これらの職にあつては」を削る。

別表第 1 危機管理部の表危機管理課の部危機管理担当の項中「津市新型イン
フルエンザ対策本部」を「津市新型インフルエンザ等対策本部」に改め
る。

別表第 1 健康福祉部の表福祉政策課の部企画管理担当の項中第 8 号を第 1
0 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の
2 号を加える。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること。

(7) その他生活困窮者等に係る支援等に関すること。

別表第 1 健康福祉部の表福祉政策課の部地域福祉担当の項中第 9 号を削り、
第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同部の次に次のように加
える。

子育て推進 課	子育て推進担 当	(1) 少子化対策及び子ども子育て支援施策の総 合的な企画、調整及び推進に関すること。 (2) 子ども・子育て会議に関すること。 (3) 課の庶務に関すること。
	保育担当	(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

		第 5 6 条第 3 項の規定に基づく保育費用の徴収に関する事。 (2) 私立保育所等への委託料及び補助金交付に関する事。 (3) 保育所等の設置、管理、運営等に関する事。 (4) 津市療育センターに関する事。
--	--	---

別表第 1 健康福祉部の表こども家庭課の部を次のように改める。

こども支援課	こども支援担当	(1) 児童福祉法第 5 6 条第 2 項の規定に基づく助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収に関する事。 (2) 児童扶養手当及び児童手当に関する事。 (3) 母子等福祉事業及び婦人保護事業に関する事。 (4) 児童福祉施設等（保育所及び津市療育センターを除く。）の設置、管理、運営等に関する事。 (5) 児童及び妊産婦の福祉に係る相談等に関する事。 (6) 家庭児童相談に関する事。 (7) 次世代育成支援行動計画に関する事。 (8) 児童虐待の防止等に関する事。 (9) いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づく調査に関する事。 (10) 児童館、チビッコ広場及び児童遊園に関する事。 (11) その他児童、母子等の福祉及びこども育成に関する事。 (12) 課の庶務に関する事。
	発達支援担当	(1) 児童の総合的な発達支援に係る事業及び相談に関する事。 (2) （仮称）津市児童発達支援センターの整備

		の推進に関すること。
--	--	------------

別表第1 健康福祉部の表障がい福祉課の部障がい福祉担当の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に関すること。

別表第1 商工観光部の表商業振興労政課の部企画管理・労政担当の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) （仮称）道の駅河芸の整備の推進に関すること。

別表第1 都市計画部の表都市政策課の部都市計画・景観担当の項中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年三重県条例第17号）の施行に関すること。

別表第1 都市計画部の表建築指導課の部建築指導担当の項中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 建築基準法に基づく建築物等に係る定期報告に関すること。
(6) 建築基準法に基づく建築物等の仮使用の承認に関すること。

別表第1 都市計画部の表建築指導課の部建築審査担当の項第5号を削り、同部建築安全担当の項中「建築安全担当」を「建築安全・耐震担当」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号中「計画の認定」の次に「、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関すること。

別表第1 都市計画部の表建築指導課の部建築安全担当の項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項に次の2号を加える。

- (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく認定に関すること。
(10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定に関すること。

別表第3 危機管理部危機管理課の表防災室の部災害対策担当の項中第5号

を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別表第 3 市民部市民交流課の表対話連携推進室の部対話連携担当の項第 7 号中「（地域福祉ステーションに係るものを除く。）」を削る。

別表第 3 健康福祉部こども家庭課の表を削る。

第 2 条 津市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務部の表情報企画課の部企画運用担当の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

別表第 1 都市計画部の表都市政策課の部都市計画・景観担当の項第 4 号を次のように改める。

(4) 津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 26 年津市条例第 1 号）の施行に関すること。

附 則

- 1 この規則中第 1 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、同条の規定の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

健康福祉部	こども家庭	保育担当	健康福祉部	子育て推進	保育担当
	課			課	
〃	〃	児童母子担	〃	こども支援	こども支援
		当		課	担当
都市計画部	建築指導課	建築安全担	都市計画部	建築指導課	建築安全・
		当			耐震担当

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 15 号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成 18 年津市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「表賞状等」を「表彰状等」に、「86」を「87」に改め、同表市長職務代理者印の項中「86」を「87」に改め、同表社会福祉事務所長印の項中

「

津市社会福祉事務 所長之印こ	れい書	方 18	津市社会福祉事務所の権限に関する事項のうち、こども家庭課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	こども家庭課保育担当の担当主幹又は担当副主幹	1
-------------------------------	-----	------	--	------------------------	---

を

」

「

津市社会福祉事務 所長之印子	れい書	方 18	津市社会福祉事務所の権限に関する事項のうち、子育て推進課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	子育て推進課子育て推進担当の担当主幹又は担当副主幹	1
-------------------------------	-----	------	--	---------------------------	---

に

津市社会福祉事務所 所長之印こ	れい書	方 18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、こども支援課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	こども支援課こども支援担当の担当主幹又は担当副主幹	1
--------------------------------	-----	------	---	---------------------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 16 号

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則（平成 18 年津市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「こども家庭課長」を「子育て推進課長」に改め、同項第 2 号中「こども家庭課」を「子育て推進課」に改め、同項第 3 号及び同条第 3 項中「こども家庭課長」を「子育て推進課長」に改める。

別表契約事務代行物品表の表 1 物品の購入及び修理の項第 10 号中「児童福祉施設」を「保育所」に、「こども家庭課長」を「子育て推進課長」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 17 号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「発行の日から」を「発行の日の翌日から起算して」に改める。

別表第 1 中

健康福祉部	福祉政策課			
	こども家庭課			
	高齢福祉課			
	障がい福祉課			
	援護課			
	介護保険課			
	保険医療助成課			
	健康づくり課			
	地域医療推進室	室長		

を

健康福祉部	福祉政策課			
	子育て推進課			
	こども支援課			
	高齢福祉課			
	障がい福祉課			
	援護課			
	介護保険課			
	保険医療助成課			

	健康づくり課	
	地域医療推進室	室長

に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 18 号

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

津市消防本部の組織に関する規則（平成 18 年津市規則第 217 号）の一部
を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を削る。

別表第 1 通信司令課の項中「通信司令課」を「通信指令課」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 19 号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成 18 年津市規則第 224 号）の一部を次のように改正する。

別表安濃の項中

「	第 1 分団	川西（岡南、村主及び井上に限る）、神田、田端上野、東観音寺	を
	第 2 分団	安濃、内多、太田、清水、曾根、野口、戸島、大塚、荒木、栗加	
	第 3 分団	草生、安部、中川、川西（岡南、村主及び井上を除く。） 神山、前野、光明寺、今徳、妙法寺、浄土寺、連部	

「	草生分団	草生、安部、中川	に
	村主分団	川西、神田、南神山、前野、光明寺、今徳、妙法寺、浄土寺、連部	
	安濃分団	安濃、内多、太田、清水、曾根	
	明合分団	野口、戸島、大塚、荒木、栗加、田端上野、東観音寺	

改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 20 号

津市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の職名に関する規則（平成 18 年津市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表児童指導員の項中「Ⅱ」を「事務職員等」に改め、同表保健師の項中「Ⅱ」を「技術職員」に改め、同表栄養士の項の次に次のように加える。

言語聴覚士	技術職員	言語聴覚士の免許を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に対し、言語訓練その他の訓練に必要な検査及び助言、指導等を行う職員の職務
-------	------	--

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 21 号

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 26 年津市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受け、又は当該許可事項を変更しようとする者は、風致地区内行為（行為変更）許可申請書（第 1 号様式）に設計書（第 2 号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(許可)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請により許可したときは、風致地区内行為（行為変更）許可書（第 3 号様式）を交付するものとする。

(協議の手続等)

第 4 条 条例第 3 条の規定による協議は、風致地区内行為（行為変更）協議申請書（第 4 号様式）に設計書を添えて行わなければならない。

2 条例第 3 条の規則で定める公社等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人国立病院機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 三重県道路公社
- (9) 三重県土地開発公社
- (10) 津市土地開発公社

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(通知の手續)

第5条 条例第4条の規定による通知は、風致地区内行為（行為変更）通知書（第5号様式）に設計書を添えて行わなければならない。

(標示板)

第6条 条例第2条第2項の規定により標示板の掲示を義務付けられた者が掲示すべき標示板は、風致地区内行為許可標識（第6号様式）とする。

(立入検査の身分証明書)

第7条 条例第7条第2項の規則で定める身分を示す証明書は、風致地区立入検査員証（第7号様式）とする。

(書類の提出部数)

第8条 この規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、第2条及び第4条の規定により提出する場合にあっては正本1部及び副本1部とし、第5条の規定により提出する場合にあっては正本1部とする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年三重県規則第31号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第 1 号様式（第 2 条関係）

風致地区内行為（行為変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

(〒)

住所

申請者氏名

印

法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた事項を変更したい

行為の種類	建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 建築物その他工作物の色彩の変更 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓 木竹の伐採 土石の類の採取 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積			
行為の目的又は理由		行為地の地	貌	
行為地の所在地		行為の期間	着手予定	年 月 日 完了予定 年 月 日
行為地の地目	田 畑 宅地 山林 原野 その他 ()			
設計者	住所又は所在地		氏名又は名称及び代表者氏名	電話
工事施行者	住所又は所在地		氏名又は名称及び代表者氏名	電話
代理者	住所又は所在地		氏名又は名称及び代表者氏名	電話

- 備考
- 「行為の種類」及び「行為地の地目」欄は、該当事項に○印を付けること。
 - 「行為の目的又は理由」欄は、具体的に分かりやすく記入すること。
 - 「行為地の地貌」欄は、傾斜、平坦、林地、伐採跡地等の別及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
 - 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類を添付すること。

第2号様式（第2条、第4条、第5条関係）

設 計 書

その1（建築物の新築、改築、増築又は移転の場合）

種 別	細 目		申請の 部分	既存の 部分	合 計	構 造	階 数
仮設の 建築物	新 築	敷 地 面 積			(A) ㎡	木 造 鉄 骨 造 コンクリートブロック造 鉄筋コンクリート造 そ の 他 ()	地 上 地 下 階
		建 築 面 積	㎡	㎡	(B) ㎡		
		建ぺい率(B)／(A) (4 0 % 以 下)			%		
地下に 設ける 建築物	改 築	地下占用面積	㎡	㎡	㎡	屋 根 (材 質 等 、 色 彩)	
		床面積の合計	㎡	㎡	㎡		
		最 高 の 高 さ (1 5 m 以 下)	m	m	m		
その他の建築物	移 転	退 壁 面 線	道 路 側 (2m以上)	m	m	外 壁 (仕 上 げ 、 色 彩)	
		隣 接 地 の 現 況					
		距 離 後	そ の 他 (1m以上)	m	m		

備 考

- 「種別」及び「構造」欄は、該当事項に○印を付けること。この場合において、「その他」に○印を付けた場合には、括弧内に事項を具体的に記入すること。
- 「床面積の合計」欄は、当該敷地内にある建築物の延床面積の合計を記入すること。
- 「壁面線後退距離」欄は、道路境界線又は隣地境界線から外壁面までの最短部分の距離を記入すること。
- 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 添付図書
 - 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - 配置図（縮尺50分の1から500分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況を明示したもの）
 - 各階平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもの）
 - 求積図（敷地面積、建築面積、床面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - 各面立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、2面以上の最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
 - 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ及び植栽量の計算を明示したもの）
 - 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影したもの）

その 2（工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転の場合）

種 別		最 高 の 高 さ		構 造 の 概 要 (材 質 等)
		申請の部分	既存の部分	
仮設の工作物	新築	m	m	
地下に設ける工作物	改築	隣 接 地 の 現 況		意 匠 の 概 要 (色 彩 、 仕 上 げ 等)
その他の工作物 ()	増築 移転			

備 考

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印を付け、その他の工作物の場合は、括弧内に広告塔、擁壁、鉄塔、塀など工作物の具体的な名称を記入すること。
- 2 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 3 添付図書
 - (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 配置図（縮尺50分の1から500分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況を明示したもの）
 - (3) 立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、2面以上の最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
 - (4) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影したもの）

その3（建築物その他工作物の色彩の変更の場合）

種別	色彩変更部位	色彩変更面積	仕様			
			変更前		変更後	
			材質等	色彩	材質等	色彩
建築物 (工作物)	屋根	m ²				
	外壁	m ²				
	塀	m ²				
	広告板 広告塔	m ²				
	その他 ()	m ²				
隣接地の現況						

備考

- 「種別」欄は、該当事項に○印を付けること。この場合において、「工作物」に○印を付けた場合には、括弧内に具体的な名称を記入すること。
- 「色彩変更部位」欄は、色彩の変更がある部位に○印を付け、「色彩変更面積」欄に面積を記入すること。この場合において、「その他」に○印を付けた場合には、括弧内に部位を具体的に記入すること。
- 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 添付図書
 - 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - 配置図（縮尺50分の1から500分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況を明示したもの）
 - 立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、2面以上の最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
 - 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影したもの）

その４（宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の場合）

種 別	細 目		隣 接 地 の 現 況
宅 地 の 造 成	行 為 面 積	(A) m ²	
土 地 の 開 墾	木竹の保全又は 植栽が行われる 面積	(B) m ²	跡 地 の 処 理 方 法
	緑地率(B)／(A) (1 0 % 以 上)	%	行為地及びその周辺の土地の区域における木竹 の生育に支障を及ぼすおそれの少ない理由
そ の 他	生 ず る 法 面 の 最 高 の 高 さ	m	

備考

- １ 「種別」欄は、該当事項に○印を付けること。
- ２ 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の
工作物の有無を記入すること。
- ３ 「跡地の処理方法」欄は、裸地、砂利舗装、埋戻し等のように処理の方法
を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、
コンクリートブロック擁壁、放置等のように具体的に記入すること。
- ４ 添付図書
 - (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示し
たもの）
 - (2) 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位及び
周辺の状況を明示したもの）
 - (3) 縦横断面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、生ずる法面
の最高の高さを明示したもの）
 - (4) 求積図（面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ及び植栽量の計算を
明示したもの）
 - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上か
ら撮影したもの）

その5（水面の埋立て又は干拓の場合）

細 目		隣 接 地 の 現 況
水 面 面 積	m ²	
		植 栽 等 に よ る 修 景 措 置
埋 立 て 又 は 干 拓 面 積	m ²	跡 地 の 処 理 方 法
		行為地及びその周辺の土地の区域における木竹の 生育に支障を及ぼすおそれの少ない理由

備考

- 1 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の
工作物の有無を記入すること。
- 2 「跡地の処理方法」欄は、裸地、砂利舗装、埋戻し等のように処理の方法を
具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コ
ンクリートブロック擁壁、放置等のように具体的に記入すること。
- 3 添付図書
 - (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示し
たもの）
 - (2) 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位及び
周辺の状況を明示したもの）
 - (3) 縦横断面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、生ずる法面
の最高の高さを明示したもの）
 - (4) 求積図（面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ及び植栽量の計算を
明示したもの）
 - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上か
ら撮影したもの）

その 6（木竹の伐採の場合）

行為の種類別		針葉樹林
建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は土地の形質の変更に係る行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採	木竹の種類別	広葉樹林
		針広混合樹林
		竹林
		その他（ ）
	伐採区域面積	m ²
森林の伐採	伐採量	m ³
伐採の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が1ha以下のもの	伐採方法	皆伐 拓伐 その他（ ） %
	隣接地の現況	
森林である土地の区域外における木竹の伐採	跡地の処理方法	

備考

- 「行為の種類別」、「木竹の種類別」及び「伐採方法」欄は、該当事項に○印を付け、択伐の率は、伐採区域における択伐量（樹冠面積）の割合を記入すること。
- 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 「跡地の処理方法」欄は、植栽、放置等の別を記入するとともに、法面^{のり}がある場合には、法面^{のり}についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置等のように具体的に記入すること。
- 添付図書
 - 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況を明示したもの）
 - 求積図（面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影したもの）

その 7 (土石の類の採取の場合)

細 目		隣 接 地 の 現 況
採 取 区 域 面 積	m ²	
採 取 量	m ³	
採 取 方 法	露 天 の 掘 そ の 他 ()	
		跡 地 の 処 理 方 法
採取土石類の種類		
採取によって生ずる のり 法面の最高の高さ	m	

備 考

- 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻し等のように処理の方法を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置等のように具体的に記入すること。
- 添付図書
 - 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況を明示したもの）
 - 縦横断面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、生ずるのり法面の最高の高さを明示したもの）
 - 求積図（面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ及び植栽量の計算を明示したもの）
 - 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影したもの）

その 8（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積）

種 別	堆 積 面 積	m ²
土 石 廃棄物 () 再生資源 ()	堆 積 物 の 高 さ	m
	隣 接 地 の 現 況	
	植 栽 等 に よ る 修 景 措 置	

備考

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印を付けること。この場合において、「廃棄物」又は「再生資源」に○印を付けた場合には、括弧内に具体的な品目を記入すること。
- 2 「堆積面積」欄は、堆積物の水平投影面積の合計を記入すること。
- 3 「堆積物の高さ」欄は、堆積物の最高の高さを記入すること。
- 4 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 5 「植栽等による修景措置」欄は、具体的な修景方法を記入すること。
- 6 添付図書
 - (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 配置図（縮尺50分の1から500分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況を明示したもの）
 - (3) 求積図（敷地面積、建築面積及び床面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (4) 立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、2面以上の最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
 - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ及び植栽量の計算を明示したもの）
 - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影したもの）

第 3 号様式（第 3 条関係）

風致地区内行為（行為変更）許可書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった については、津市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

1 行為地

2 行為の種類

3 許可の条件

第 4 号様式（第 4 条関係）

風致地区内行為（行為変更）協議申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電 話

㊟

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり協議申請します。

行為の所在地	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行為地の地目	田 畑 宅地 山林 原野 その他（ ）
行 為 の 種 類	
行 為 の 内 容	

備考

- 1 「行為地の地目」欄は、該当する地目に○印を付けること。この場合において、「その他」に○印を付けた場合には、括弧内に具体的な名称を記入すること。
- 2 「行為の内容」欄は、津市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第 2 条に規定する設計書の例により記入すること。

第 5 号様式（第 5 条関係）

風致地区内行為（行為変更）通知書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地
通知者 名 称
代表者氏名
電 話

㊟

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 4 条の規定により、次のとおり通知します。

行為の所在地	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行為地の地目	田 畑 宅地 山林 原野 その他（ ）
行 為 の 種 類	
行 為 の 内 容	

備考

- 1 「行為地の地目」欄は、該当する地目に○印を付けること。この場合において、「その他」に○印を付けた場合には、括弧内に具体的な名称を記入すること。
- 2 「行為の内容」欄は、津市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第 2 条に規定する設計書の例により記入すること。

第 6 号様式（第 6 条関係）

風致地区内行為許可標識				80センチメートル以上
許可年月日	年	月	日	
許可番号	津市指令（記号番号）			
行為の期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
許可事項				
許可を受けた者の住所（所在地）及び氏名（名称及び代表者氏名）				電話
工事施行者住所（所在地）及び氏名（名称及び代表者氏名）				電話
90センチメートル以上				

第 7 号様式（第 7 条関係）

（表）

第 号	
風致地区立入検査員証	
(写真) 縦3cm× 横2.5cm	所 属 職 名 氏 名
上記の者は、津市風致地区内における 建築等の規制に関する条例第7条第1項 の立入検査をすることができる職員であ ることを証する。	
年 月 日	
津市長（氏 名） 印	
8.5センチメートル	
ハ ト ー メ タ ン チ メ ー ト ル	

（裏）

津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）
（立入検査）

第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の
規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該
土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は
当該土地において行われている工事等の状況を検査すること
ができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、規
則で定める身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、
これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために
認められたものと解してはならない。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 22 号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 32 号）
の一部を次のように改正する。

別表条例第 4 条に規定する手当の項中「、クリーンセンターおおたか及び河
芸美化センター」を「及びクリーンセンターおおたか」に改め、同表条例第 1
2 条に規定する手当の項中「、地域情報センター」及び「、河芸美化センター」
を削る。

附 則

この規則中別表条例第 4 条に規定する手当の項の改正規定及び同表条例第 1
2 条に規定する手当の項の改正規定（「、河芸美化センター」を削る部分に限
る。）は平成 26 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 7 月 1 日から施行
する。

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 23 号

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地域情報センター」を「支所、出張所」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 24 号

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「読み替えて」を削り、「第 8 条の 2 第 4 項」を「第 8 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 25 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 18 年津市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「特別徴収義務者」の次に「（以下この条において「納税者等」という。）」を加え、「やむを得ない事由があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号及び 1 項を加える。

- (1) 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により著しい損失（保険金、損害賠償金等により補填されたものを除く。）を受けた場合
- (2) 納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気又は負傷により、多額の医療費その他の経費（保険金、損害賠償金等により補填された経費を除く。）を要した場合
- (3) 納税者等が失職し、又はその事業を廃止し、若しくは休止した場合で、やむを得ない事由があると認められるとき。
- (4) 納税者等がその事業につき著しい損失を受けた場合で、やむを得ない事由があると認められるとき。
- (5) 納税者等が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助を受けたとき。
- (6) 納税者等が破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない事由があると認められるとき。
- (7) 納税者等の相続人が限定承認又は相続放棄をし、相続財産管理人が選任された場合で、配当原資がないと認められるとき。
- (8) 納税者等が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定を受けた場合又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない事由があると認められるとき。
- (9) 納税者等が身体の拘束を受けたため、税金及び納入金を納付又は納入す

ることができなくなった場合

(10) 納税者等が税金の納付又は納入金の納入の告知があったことを知ることができない正当な事由がある場合で、やむを得ないと認められるとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

2 市長は、延滞金の減免の申請を受理した場合においては、遅滞なく決定して申請者に通知しなければならない。

第 12 条の表を次のように改める。

市民税を減免する必要があると認められる者	左記の者が納付すべき市民税額に対して減免する税額
1 貧困により生活保護法の規定による生活扶助を受ける者	当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全額
2 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 32 号に規定する勤労学生で前年中の所得が同法の規定による所得の 9 割未満の者	均等割額の全額
3 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受ける者で、納税が著しく困難であると認められる（徴収猶予又は納期限の延長によってもなお納税が困難で担税力に欠けると認められる状態をいう。以下この表において同じ。）もの	納付額の 10 割以内の額
4 本人の意思に反する失業（定年退職又は雇用期間の満了による退職を除く。）及びこれに準ずる状態（以下「失業等」という。）である者で、納税が著しく困難であると認められるもののうち次に該当する者	
ア 賦課期日現在から引き続き失業等の状態にある者	納付額の 10 割以内の額

イ 賦課期日の翌日以後において失業等をし、3箇月以上引き続きその状態にある者	当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の10割以内の額
5 疾病（扶養親族の疾病を含む。）により納税が著しく困難であると認められる者	当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の10割以内の額
6 当該年の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の3分の1以上減少し、納税が著しく困難であると認められる者（前年中の合計所得金額が250万円を超える者を除く。）	所得割額の7割以内の額
7 賦課期日以後に納税義務者が死亡し、相続人において納税が著しく困難であると認められる者	当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の10割以内の額
8 災害により次の事由に該当することとなった者 ア 死亡した場合 イ 所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者となった場合 ウ 重傷を受けた場合	当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全額
9 災害により自己（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により、補填された金額を除く。）がその価格の3割以上であると認められる者で次に該当するもの ア 前年中の合計所得金額が50	当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額のうち次に該当する額
ア 前年中の合計所得金額が50	(7) 損害金額が3割以上5割未満の

0 万円以下であった者	ときは、納付額の 5 割の額
イ 前年中の合計所得金額が 5 0 0 万円を超え 7 5 0 万円以下であった者	(4) 損害金額が 5 割以上のときは、納付額の全額 (7) 損害金額が 3 割以上 5 割未満のときは、納付額の 2 . 5 割の額
ウ 前年中の合計所得金額が 7 5 0 万円を超え 1 , 0 0 0 万円以下であった者	(4) 損害金額が 5 割以上のときは、納付額の 5 割の額 (7) 損害金額が 3 割以上 5 割未満のときは、納付額の 1 . 2 5 割の額
10 公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）並びに特例社団法人及び特例財団法人（収益事業を併せて行うものを除く。）で均等割のみ課せられるもの又は清算中及び休業中の法人で特に必要と認めるもの	(4) 損害金額が 5 割以上のときは、納付額の 2 . 5 割の額 均等割額の全額
11 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体（収益事業を併せて行うものを除く。）で均等割のみ課せられるもの	均等割額の全額
12 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（収益事業を併せて行うものを除く。）	均等割額の全額

で均等割のみ課せられるもの 13 前各号に定めるもののほか、公益上その他の事由により市長が特に必要があると認めるもの	前各号に準ずる額
--	----------

第 13 条の表中「（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）」を削る。

別記中

「	<table> <tr> <td>32</td><td>延滞金減免申請書</td><td>第 10 条</td></tr> </table>	32	延滞金減免申請書	第 10 条	」を
32	延滞金減免申請書	第 10 条			

「	<table> <tr> <td>32</td><td>延滞金減免申請書</td><td>第 10 条</td></tr> <tr> <td>32 の 2</td><td>延滞金減免承認（却下）通知書</td><td>第 10 条</td></tr> <tr> <td>32 の 3</td><td>延滞金減免取消通知書</td><td>第 10 条</td></tr> </table>	32	延滞金減免申請書	第 10 条	32 の 2	延滞金減免承認（却下）通知書	第 10 条	32 の 3	延滞金減免取消通知書	第 10 条	」に、
32	延滞金減免申請書	第 10 条									
32 の 2	延滞金減免承認（却下）通知書	第 10 条									
32 の 3	延滞金減免取消通知書	第 10 条									

「納税管理人申告書」を「納税管理人申告書・承認申請書」に改める。

第 32 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 3 2 号様式の 2（第 2 1 条関係）

延滞金減免承認（却下）通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました（名 称）税に係る延滞金の減免に
ついては、次のとおり 承認
却下 しましたので通知します。

延滞金の内訳	税目	年度	延滞金の未納額 A	減免する額 B	納付すべき延滞金の額 A－B	備考
			円	円	円	
	合 計					
承認 の理由 却下						

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第 3 2 号様式の 3（第 2 1 条関係）

延滞金減免取消通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで減免を承認したあなたの延滞金については、次のとおり減免を取り消しましたから通知します。なお、納付すべき延滞金については、至急納めてください。

延滞金の内訳	税目	年度	延滞金の未納額 A	今回取消決定をした延滞金の額 B	納付すべき延滞金の合計 A + B	備 考
			円	円	円	
		合 計				
取消しの理由						
納付期日		年 月 日				

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第 3 6 号様式その 1 中

「

☐ 本人分のみ ☐ 世帯全員分	を
---	---

」

「

☐ 本人分のみ ☐ 世帯全員分 ※原則として、必要な年度の初日の属する 年の 1 月 1 日に本市の住民基本台帳に記 録されている者	に改める。
---	-------

」

第 3 9 号様式を次のように改める。

第 3 9 号様式（第 2 1 条関係）

納 税 管 理 人 申 告 書 ・ 承 認 申 請 書		
年 月 日		
(宛先) 津市長		
納税義務者住所 (所在地) 氏名 (名 称) ㊟		
定めました 次のとおり納税管理人を変更しましたので 申告 します。 廃止しました 申請		
納 税 管 理 人	住 所	(電話)
	氏 名	
承 認 書		
納税義務者 (氏 名) の納税管理人となることを承認します。		
年 月 日		
氏 名 ㊟		

※納税管理人が市内に住所を有する場合は、申告書に○をしてください。納税管理人が市外に住所を有する場合は、承認申請書に○をしてください。

第 5 4 号様式を次のように改める。

年度 市民税 減免申請書 県民税 年 月 日

[illegible]

生活状況の明細について（収入状況）								
続柄	氏 名	年 齢	申請月の前月までの収入		申請月以降の収入 (見込額)		収入総額 (見込額)	
			種類	金 額	種類	金 額		
世帯主		歳					円	
合 計							円	
公的・私的扶助の内容								
資産等の状況								
現 金	円							
預貯金	区分	名義人	金融機関名	支店名等	預入金額	残 高		
	普通 預金					円		
	定期 預金							
有価 証券等	銘 柄 等			単 価	数 量	価 額		
						円		
不動産 の有無	居 住 用		有 ・ 無					
	居住用以外		有 ・ 無					

※減免を受けようとする事由を証明する書類（雇用保険受給資格者証、預金通帳の写しなど）を必ず添付してください。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 26 号

津市景観規則の一部を改正する規則

津市景観規則（平成 25 年津市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を第 28 条とする。

第 14 条中「第 12 条」を「第 16 条」に、「第 8 号様式」を「第 10 号様式」に改め、同条を第 16 条とし、同条の次に次の 11 条を加える。

（完了届等）

第 17 条 条例第 17 条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了（中止）届出書（第 11 号様式）に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の手続）

第 18 条 条例第 18 条第 2 項に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の手続は、次条から第 21 条までに定めるところによる。

（景観重要建造物等の指定の提案の手続）

第 19 条 法第 20 条第 1 項又は法第 29 条第 1 項の規定による提案は、景観重要建造物等指定提案書（第 12 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の通知）

第 20 条 法第 21 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書（第 13 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の標識）

第 21 条 法第 21 条第 2 項又は法第 30 条第 2 項の規定により設置する標識は、景観重要建造物等の指定の標識（第 14 号様式）によるものとする。

（景観重要建造物等の現状変更の許可の申請）

第 22 条 法第 22 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項の規定による許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（第 15 号様式）により行うものとする。

（原状回復命令等）

第 23 条 法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）

の規定による原状回復命令等は、景観重要建造物等原状回復等命令書（第 16 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の所有者の変更の届出）

第 24 条 法第 43 条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書（第 17 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の管理の方法の基準）

第 25 条 条例第 20 条第 1 項第 2 号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、当該景観重要建造物の存する敷地、当該景観重要建造物の構造及び当該景観重要建造物に係る建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 景観重要建造物が滅失又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずること。
- (4) 法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第 20 条第 2 項各号に掲げる基準に準じて管理すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

2 条例第 20 条第 2 項第 3 号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木が滅失又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

（景観重要建造物の管理に関する命令等）

第 26 条 法第 26 条又は法第 34 条の規定による景観重要建造物等の管理に関する命令は、管理に関する命令書（第 18 号様式）により行うものとする。

2 法第 26 条又は法第 34 条の規定による景観重要建造物等の管理に関する勧告は、管理に関する勧告書（第 19 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の解除の通知）

第 27 条 法第 27 条第 3 項において準用する法第 21 条第 1 項又は法第 35 条第 3 項において準用する法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物等解除通知書（第 20 号様式）により行うものとする。

第13条中「第7号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第15条とする。
第12条中「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第14条とする。
第11条中「第9条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「第5号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第12条とする。
第9条中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第10条とする。
第7条中「第2号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第9条とする。
第6条第1項中「第7条第5号」を「第11条第5号」に改め、同条第2項中「第7条第6号」を「第11条第6号」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「第7条第4号」を「第11条第4号」に改め、同項に次の1号を加える。

(1) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第5条第2項中「第7条第4号」を「第11条第4号」に改め、同項第1号及び第2号中「13メートル」を「10メートル」に改め、同項第5号中「第10号まで」を「第11号まで」に、「13メートル」を「10メートル」に改め、同項第6号中「13メートル」を「10メートル」に改め、同項第7号中「3, 000平方メートル」の次に「（重点地区（条例第7条に規定する重点地区をいう。以下この項において同じ。）にあっては、500平方メートル）」を加え、同項第8号中「3, 000平方メートル」の次に「（重点地区にあっては、500平方メートル）」を加え、同条を第7条とする。

第4条中「第7条第3号」を「第11条第3号」に改め、同条第5号を削り、同条を第6条とする。

第3条第1項中「第6条第2項」を「第10条第2項」に、「第1号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第10条第2項」に改め、同項第3号中「第5条」を「第7条」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（住民等による提案）

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定による景観計画の変更の提案は、景観計画提案書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の提案は、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省、国土

交通省、環境省令第1号)第4条各号に掲げる図書

- (2) 法第11条第1項又は第2項の規定により景観計画の変更の提案ができるものであることを証する書類
- (3) 前項の提案の対象となる土地の区域（以下「提案区域」という。）並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (4) 提案区域内に存する土地の公図の写し、当該土地の所有者一覧表及び当該土地の登記事項証明書

（計画提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の通知）

第4条 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画提案に関する通知書（第2号様式）により行うものとする。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

景 観 計 画 提 案 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
提 案 者 氏 名 ⑩
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

景観法第 1 1 条 第 1 項 第 2 項 の規定により、景観計画の変更について提案します。
なお、提出書類について事実と相違ないことを申し添えます。

提 案 を 行 う 景 観 計 画 の 名 称	
提案を行う景観計画 の 対 象 と な る 土 地 の 所 在 地	

備考 景観計画の変更の提案にあつては、津市景観規則第 3 条第 2 項各号に掲げる図書を添付してください。

提 案 説 明 書

景 観 計 画 の 素 案	提案区域の良好な景観の形成に関する方針		
	提案区域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項		
	提案区域の制限等に関し届出を要する行為及び届出等の適用を除外する行為に関する事項		
都 市 計 画 決 定 又 は 変 更	伴 う		伴 わ ない
提 案 理 由			
提 案 に 係 る 区 域 の 面 積	m ²		
提 案 に 係 る 区 域 内 の 土 地 所 有 者 等 の 総 数	名		
提 案 に 係 る 区 域 内 の 土 地 所 有 者 等 の 同 意 者 の 数	名		
提 案 に 係 る 区 域 内 の 土 地 の 総 地 積 等	区 域 内 の 土 地 の 総 地 積	区 域 内 の 借 地 権 の 目 的 と な っ て い る 土 地 の 総 地 積	合 計
	m ²	m ²	m ²
提 案 に 係 る 区 域 内 の 同 意 者 が 所 有 す る 土 地 の 地 積 等	区 域 内 の 土 地 の 総 地 積	区 域 内 の 借 地 権 の 目 的 と な っ て い る 土 地 の 総 地 積	合 計
	m ²	m ²	m ²

第 2 号様式（第 4 条関係）

景観計画提案に関する通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで提出のあった景観計画提案については、提案を踏まえた景観計画の変更をしないこととなりましたので、景観法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

提 案 を 行 う 景 観 計 画 の 名 称	
理 由	

第 3 号様式（第 5 条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

届出者 住 所
氏 名

印

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

景観法第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建 築 物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
			用 途 （ ）					
		(2) 工 作 物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
			種 類 （ ）					
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目 的						
(4) 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更								
(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積								
行 為 の 場 所								
行為の着手予定年月日			年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号		所在地					
			電話番号（ ） —					
	名 称 及 び 担 当 者 名		名称 担当者名					
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄			

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項各号に掲げる図書を添付してください。
- 3 「届出者」は、建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)			届出部分		既存部分		合計			
	敷地面積		m ²		m ²		m ²			
	建築面積		m ²		m ²		m ²			
	延べ面積		(階) m ²		(階) m ²		(階) m ²			
	高さ		m		m		m			
	構造									
外部仕上げ	屋根	色彩								
		素材								
	外壁	色彩								
		素材								
敷地の緑化			届出部分		既存部分		合計			
	緑地面積		m ²		m ²		m ²			
	樹種等									
外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物)				変更面積		変更後		変更前	
	・外観面積 _____ m ²		屋根	色彩	m ²					
	・建築面積 _____ m ²			素材	m ²					
	・延べ面積 _____ m ²		外壁	色彩	m ²					
	・高さ _____ m			素材	m ²					
	・構造 _____									
景観上配慮した事項 その他参考となる事項										

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(津市景観規則第7条第1項第 号該当)						
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		届出部分		既 存 部 分		合 計		
	敷地面積	㎡		㎡		㎡		
	築造面積	㎡		㎡		㎡		
	高 さ	() m		() m		() m		
	構 造							
	仕 上 げ	色 彩						
		素 材						
	敷地の緑化		届出部分		既 存 部 分		合 計	
		緑地面積	㎡		㎡		㎡	
		樹種等						
色彩の変更 (修繕・模様替・外観の変更)	(対象工作物) ・外観面積 ㎡ ・築造面積 ㎡ ・高 さ m ・構 造 _____		変更面積	変 更 後		変 更 前		
		色彩	㎡					
		素材	㎡					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項								

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、津市景観規則第7条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアーライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

別紙 3

(表)

行為の内容（開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

	土地の面積 _____m ²	変 更 後 の 土地の形状	
開発行為、土地 の開墾その他 の土地の形質 の変更	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	のり 法 面 等 の 外 観	
	長さ _____m	緑化の方法	
	勾配 _____：		
	土地の面積 _____m ²	採 取 又 は 掘 採 の 位置・方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	長さ _____m		
	勾配 _____：		
屋外における 土石・廃棄物・ 再生資源その 他の物件の堆 積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵 の高さ 高さ _____m	堆積又は 貯 蔵 の 位置・方法	
		遮 蔽 の 方 法	
景 観 上 配 慮 し た 事 項 そ の 他 参 考 と な る 事 項			

(裏)

備考

1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄

- (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
- (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁^{のり}の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
- (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。

2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄

- (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
- (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面^{のり}の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。

3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄

- (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
- (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
- (3) 「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。

4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。

5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）津市長

届出者 住所氏名
(〒)
電 話
法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 (印)

景観法第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
2	行為の種類
3	行為の場所
4	設計又は施行方法の変更の概要
〔変更前〕	
〔変更後〕	
5	変更理由
6	変更部分に係る行為の着手予定年月日
年 月 日	

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

第 8 号様式中「第 1 4 条関係」を「第 1 6 条関係」に、「第 1 2 条」を「第 1 6 条」に改め、同様式を第 1 0 号様式とする。

第 7 号様式中「第 1 3 条関係」を「第 1 5 条関係」に改め、同様式を第 9 号様式とする。

第 6 号様式中「第 1 2 条関係」を「第 1 4 条関係」に、「通知書」を「命令書」に改め、同様式を第 8 号様式とする。

第 5 号様式中「第 1 0 条関係」を「第 1 2 条関係」に改め、同様式を第 7 号様式とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

通知者 名 称



職 氏 名

景観法第 1 6 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建 築 物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			用 途 （ ）			
		(2) 工 作 物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			種 類 （ ）			
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目 的				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更					
	(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積					
行 為 の 場 所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	所在地 電話番号（ ） —				
	事務所、課(室)名 及 び 担 当 者 名	事務所等、課(室)名 担当者名				
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄			

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項各号に掲げる図書を添付してください。
- 3 「通知者」は、国の機関又は地方公共団体等の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：庁舎、病院、学校等）を、工作物にあっては種類（例：通信用の鉄塔、高架水槽、擁壁、柵、塀、処理施設等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、担当する者の所属する事務所等の所在地、電話番号、担当者の所属する事務所及び課(室)名、担当者名を記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築			通 知 部 分		既 存 部 分		合 計			
	敷地面積		m ²		m ²		m ²			
	建築面積		m ²		m ²		m ²			
	延べ面積		(階) m ²		(階) m ²		(階) m ²			
	高 さ		m		m		m			
	構 造									
移 転 (該当行為に○を付けてください)	外部仕上げ	屋 根	色彩							
			素材							
		外 壁	色彩							
			素材							
	敷地の緑化			通 知 部 分		既 存 部 分		合 計		
		緑地面積		m ²		m ²		m ²		
		樹種等								
	外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物)				変更面積		変 更 後		変 更 前
・外観面積 _____ m ²		屋 根	色彩	m ²						
・建築面積 _____ m ²			素材	m ²						
・延べ面積 _____ m ²		外 壁	色彩	m ²						
・高 さ _____ m			素材	m ²						
・構 造 _____										
景観上配慮した事項 その他参考となる事項										

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(津市景観規則第7条第1項第 号該当)						
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		通 知 部 分		既 存 部 分		合 計		
	敷地面積	m ²		m ²		m ²		
	築造面積	m ²		m ²		m ²		
	高 さ	() m		() m		() m		
	構 造							
	仕 上 げ	色 彩						
		素 材						
	敷地の緑化		通 知 部 分		既 存 部 分		合 計	
		緑地面積	m ²		m ²		m ²	
		樹種等						
色彩の変更 (修繕・模様替・ 外観の変更)	(対象工作物) ・外観面積 m ² ・築造面積 m ² ・高 さ m ・構 造 		変更面積	変 更 後		変 更 前		
		色彩	m ²					
		素材	m ²					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項								

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、津市景観規則第7条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアーライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

別紙 3

(表)

行 為 の 内 容 (開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積)

	土地の面積 _____m ²	変 更 後 の 土地の形状	
開発行為、土地 の開墾その他 の土地の形質 の変更	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	のり 法 面 等 の 外 観	
	長さ _____m	緑化の方法	
	勾配 _____%		
	土地の面積 _____m ²	採 取 又 は 掘 採 の 位置・方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	長さ _____m		
	勾配 _____%		
屋外における 土石・廃棄物・ 再生資源その 他の物件の堆 積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵 の高さ 高さ _____m	堆積又は 貯 蔵 の 位置・方法	
		遮 蔽 の 方 法	
景 観 上 配 慮 し た 事 項 そ の 他 参 考 と な る 事 項			

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁^{のり}の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面^{のり}の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の事前協議申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所
氏 名
申 出 者

印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市景観条例第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 用 途 ()				
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 種 類 ()				
	(3) 都市計画法第4条第12 項に規定する開発行為	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物 の掘採その他の土地の形質の変更	(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積				
	目 的 ()						
行 為 の 場 所							
行為の着手予定年月日		年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
変 更 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日					
設 計 又 は 施 行 方 法 の 変 更 の 概 要							
連 絡 先	住所、名称（担当 者）及び電話番号	所在地 名 称 (担当者名) 電話番号 () —					
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄			

（規格 A 4）

(裏)

備考

- 1 申出書は、1部提出してください。
- 2 行為の種類に応じて、第1号様式の別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項各号に掲げる図書を添付してください。
- 4 「申出者」は、建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 5 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては、用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 6 景観法第16条第1項に基づく届出に係る事前協議の場合は、「行為の着手予定年月日」及び「行為の完了予定年月日」欄に記入してください。また、同法第16条第2項に基づく変更の届出に係る事前協議の場合は、「変更行為の着手予定年月日」及び「設計又は施行方法の変更の概要」欄に記入してください。
- 7 「連絡先」欄は、申出内容の照会先として、申出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 8 ※印の欄は、記入しないでください。

第 1 0 号様式の次に次の 1 0 様式を加える。

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

景観計画区域内における行為の完了（中止）届出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住所
届出者 氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

津市景観条例第 1 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
行為の届出書の 受 付 年 月 日	年 月 日
行為の届出書の 受 付 番 号	
行為の着手年月日	年 月 日
完了（中止）年月日	年 月 日
行為を中止した ときはその理由	

備考 行為の完了又は中止の状況を示すカラー写真（2 方向以上から撮影したもの）を添付してください。

第 1 2 号様式（第 1 9 条関係）

景観重要建造物等指定提案書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
氏 名
提案者
（印）
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

景観法 第 2 0 条第 1 項
第 2 9 条第 1 項 の規定により、景観重要建造物等の指定について提案します。

景観重要建造物等	建造物の名称 又は樹木の樹種	
	所在地	
建造物の外観又は 樹木の樹容の特徴		

備考 景観重要建造物の指定の提案の場合にあつては景観法施行規則第 7 条第 1 項各号に掲げる図書を、景観重要樹木の指定の提案の場合にあつては同規則第 1 2 条第 1 項各号に掲げる図書を添付してください。

第 1 3 号様式（第 2 0 条関係）

景観重要建造物等指定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

景観法第 条第 1 項の規定により次のとおり指定をしましたので、同法第
条第 1 項の規定により通知します。

区 分	・ 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 ・ 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木	
指定番号及び指定年月日	景（建・樹）第 号 年 月 日	
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種		
建造物又は樹木の所在地		
建 造 物 又 は 樹木の所有者	住 所	
	氏 名	
指 定 の 理 由 と な っ た 外 観 の 特 徴		
景観法第 1 9 条第 1 項に 規定する土地その他の 物 件 の 範 囲		
備 考		

景観重要建造物等の指定の標識

3 0 センチメートル	
津市景観重要建造物（樹木）	
名 称	
所在地	
指 定 番 号	第 号
指定年月日	年 月 日
津市長（氏 名）	

2 1 センチメートル

第 1 5 号様式（第 2 2 条関係）

景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所
申請者 氏 名 (印)
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

景観法 第 2 2 条第 1 項
第 3 1 条第 1 項 の規定により、次のとおり申請します。

区 分	・ 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 ・ 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木
指定番号及び指定年月日	景（建・樹）第 号 年 月 日
建造物の名称又は樹木の樹種	
建造物又は樹木の所在地	
行為の種類、場所、設計又は施行方法	別紙のとおり
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了年月日	年 月 日
※許可欄 （記 号 番 号） 許可の条件（ ） 上記のとおり許可します。 年 月 日 津市長 （氏 名） (印)	

備考

- 1 申請書は、正副 2 部提出してください。
- 2 ※許可欄には、記入しないでください。
- 3 景観重要建造物の申請の場合にあつては景観法施行規則第 9 条第 2 項各号に掲げる図書を、景観重要樹木の申請の場合にあつては同規則第 1 4 条第 2 項各号に掲げる図書を、添付してください。

別紙

行為の種類、現状変更の理由、施行の概要等

行為の種類	建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
	樹木	ア伐採 イ移植				
現状変更等	現状変更が必要な理由					
	連絡先	住所氏名 電話番号（ ）				
景観重要建造物	用途		区分	届出部分	既存部分	合計
			建築面積	m ²	m ²	m ²
	構造	造	延べ面積	m ²	m ²	m ²
		建て	最高の高さ	m	m	m
	仕上材料及色彩	区分	仕上げ		色彩（マンセル記号）	
		屋根				
		外壁				
	景観重要樹木	樹木の又植は伐移	伐採しようとする樹木の高さ及び規模			事後措置
移植しようとする樹木の高さ及び規模			事後措置			

第 1 6 号様式（第 2 3 条関係）

景観重要建造物等原状回復等命令書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

あなたが行った行為は、景観法 第 2 2 条第 項
第 3 1 条第 項 の規定に違反しているので、
同法第 条第 1 項の規定に基づき、原状回復又はこれに代わるべき措置を講ず
るよう次のとおり命令します。

区 分	・ 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 ・ 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木
指定番号及び指定年月日	景（建・樹）第 号 年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
命 令 の 理 由	
必 要 な 措 置	
履 行 期 限	年 月 日

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日か
ら起算して 6 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。
また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、
津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 7 号様式（第 2 4 条関係）

景観重要建造物等所有者変更届出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住所
届出者 氏 名 ⑩
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

景観法第 4 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分		・ 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 ・ 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木
指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日		景（建・樹）第 号 年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種		
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 在 地		
所 有 者	変 更 前 の 所 有 者	住所 氏名 電話番号（ ）
	変 更 後 の 所 有 者	住所 氏名 電話番号（ ）
所 有 者 の 変 更 年 月 日		年 月 日

第 1 8 号様式（第 2 6 条関係）

管理に関する命令書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

景観法第 条の規定に基づき、管理に関し必要な措置を講ずるよう次のとおり命令します。

区 分	・ 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 ・ 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木
指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日	景（建・樹）第 号 年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
命 令 内 容	

教 示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 9 号様式（第 2 6 条関係）

管理に関する勧告書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

景観法第 条の規定に基づき、管理に関し必要な措置を講ずるよう次のとおり勧告します。

区 分	・ 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 ・ 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木
指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日	景（建・樹）第 号 年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
勧 告 内 容	

景観重要建造物等解除通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

景観法第 条第 項の規定により、次のとおり指定を解除しましたので、
同法第 条第 3 項の規定により通知します。

区	分	・ 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 ・ 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木	
指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日		景（建・樹）第 号 年 月 日	
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種			
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 在 地			
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 有 者	住 所		
	氏 名		
指 定 解 除 年 月 日		年 月 日	
指 定 解 除 の 理 由			

附 則

この規則は、平成２６年７月１日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 27 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 5 級の項中「、津市河芸美化センター事務長」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 28 号

津市消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成 26 年津市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 3 条の市長が定める教育訓練及びその期間を定めるものとする。

(教育訓練及びその期間)

第 2 条 条例第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する市長が定める教育訓練は、次の各号に掲げる課程による教育訓練とし、同条第 1 号及び第 2 号に規定する市長が定める期間は、当該各号に掲げる課程の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 幹部科 4 月
- (2) 上級幹部科 2 月
- (3) 警防科 4 月
- (4) 救助科 4 月
- (5) 救急科 4 月
- (6) 予防科 4 月
- (7) 危険物科 2 月
- (8) 火災調査科 4 月

2 条例第 3 条第 3 号に規定する市長が定める教育訓練は、消防団長科の課程による教育訓練とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 29 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

処理施設の名称	休業日
津市西部クリーンセンター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 12月31日から翌年の1月3日までの日
津市クリーンセンターおおたか	
津市白銀環境清掃センター	
津市安芸・津衛生センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 (3) 12月31日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
クリーンセンターくもず	(1) 日曜日 (2) 第 2 土曜日及び第 4 土曜日 (3) 12月31日から翌年の1月3日までの日

第 3 条第 1 項の表中

「津市西部クリーンセンター	
津市クリーンセンターおおたか	
	午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時

津市河芸美化センター	から午後 4 時 3 0 分まで
津市白銀環境清掃センター	
津市安芸・津衛生センター	

を

津市西部クリーンセンター	午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで
津市クリーンセンターおおたか	
津市白銀環境清掃センター	
津市安芸・津衛生センター	

に

改める。

第 6 条第 1 号ただし書を次のように改める。

ただし、一般廃棄物収集運搬業者で別に定める納入通知書により納付することが困難であるものについては搬入券により、一般廃棄物収集運搬業者以外の者で搬入券により納付することが困難であるものについては別に定める納入通知書により納付することができる。

第 6 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「津市河芸美化センター、」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 事務長には、安芸・津衛生センター所長の職にある者をもって充てる。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、

1 津市西部クリーンセンター
2 津市クリーンセンターおおたか
3 津市河芸美化センター
4 津市白銀環境清掃センター

を

1 津市西部クリーンセンター
2 津市クリーンセンターおおたか
3 津市白銀環境清掃センター

に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 30 号

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成 18 年津市規則第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条を次のように改める。

（固定資産の範囲）

第 63 条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が 1 年以上かつ取得価格が 10 万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからエまでに掲げるものである場合に限る。）

カ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（１年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第 6 4 条第 3 号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価格」を「公正な評価額」に改める。

第 7 9 条中「第 8 条第 3 項」を「第 1 5 条第 3 項」に改める。

第 8 3 条第 1 項中「定めて」を「定めた」に改める。

第 8 5 条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第 8 5 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 引当金の計上

第 8 7 条第 2 項中「、その年度の事業報告書並びに」を「並びにその年度の事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項のキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 31 号

津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第 2 条 省令第 5 条第 4 項（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断に係る建築物（以下「建築物」という。）の付近見取図、配置図、平面図及び断面図
- (2) 耐震診断を行った者が作成した耐震診断の概要を示す書類
- (3) 耐震診断を行った者が省令第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し
- (4) 耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体が建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価及び判定を行うために設置した機関をいう。以下同じ。）が建築物の耐震診断の結果について、法第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項（以下「技術指針事項」という。）に基づき適切であると判定した書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(耐震改修計画の認定の申請書に添付する書類)

第 3 条 省令第 28 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震判定委員会又は市長が適切であると認める者が建築物の耐震改修計画について、技術指針事項に基づき適切であると判定した書類の写し及び当該判定に要した書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(耐震改修計画の認定の申請書に添付することを要しない書類)

第4条 省令第28条第2項の規定にかかわらず、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第28条第2項に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第5条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添えて申請する場合

ア 認定を受けようとする建築物の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）

イ 認定を受けようとする建築物の外観写真（以下「外観写真」という。）

ウ 求積図

エ 施工状況等確認書（別記様式）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 省令第33条第1項第2号に掲げる図書を添えて申請する場合

ア 前号に掲げる書類

イ 建築物の付近見取図、配置図及び各階平面図

ウ その他市長が必要と認める書類

2 省令第33条第2項第1号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 前項第2号に掲げる書類

(2) 耐震判定委員会又は市長が適切であると認める者が技術指針事項に基づき適切であると判定した書類の写し及び当該判定に要した書類並びに耐震診断及び耐震改修計画を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第1項第2号に掲げるものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付することを要しない書類)

第6条 省令第33条第1項又は第2項の規定にかかわらず、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

(1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書のうち、省令第28条第1項の表の(ろ)項に掲げる図書、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図（確認済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により交付される確認済証をいう。）の写しを提出した場合で、当該確認済証の交付後に建築確認申請を必要としない増築等が行われていない場合に限る。）

(2) 省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類）

第7条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第5条第1項第2号に掲げる書類のうち、登記事項証明書、外観写真及び施工状況等確認書を除くもの

(2) 耐震判定委員会又は市長が適切であると認める者が技術指針事項に基づき適切であると判定した書類の写し及び当該判定に要した書類並びに耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付することを要しない書類）

第8条 省令第37条第1項の規定にかかわらず、法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第37条第1項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

（表）
施 工 状 況 等 確 認 書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申請者 氏 名 ㊞
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所又は事業所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕
電 話

住 所
確認者 氏 名 ㊞
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所又は事業所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕
電 話

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき認定を
申請する建築物の施工状況等について、調査しましたので、裏面のとおり報告
します。
この確認書の記載事項は、事実と相違ありません。

(裏)

確認者	資格	(級) 建築士 () 登録第 号		
	建築士事務所名	(級) 建築士事務所 () 登録第 号		
	所在地			
	電話番号			
申請建築物	地名地番			
	都市計画区域	☐ 都市計画区域(用途地域) ☐ 都市計画区域外		
	建築物の階数	地上 地下	構造	造
	建築面積	m ²	延べ床面積	m ²
	用途			
確認結果	建築等の経過	別紙 建築物等の経過詳細のとおり		
	耐震関係規定	適用を受ける直近の耐震関係規定 ☐ 適法 ☐ 既存不適格 ----- 既存不適格条項		
	耐震改修	建築物の耐震改修の計画の認定(法第17条関係) ☐ 有 ☐ 無 同計画の認定を受けずに実施した耐震改修 ☐ 有 ☐ 無 (有の場合) 耐震判定委員会の判定を受けた補強計画と現場の施工状況 ☐ 適合 ☐ 不適合		
	損傷又は劣化	著しい損傷又は劣化 ☐ 有 ☐ 無 ----- 著しい損傷又は劣化の状況		

別紙 建築等の経過詳細

[illegible][illegible]

No.3	年月日	年 月 日 増築
	概要	
	確認済証の 交付	☐ 有（確認済証番号 ） ☐ 無 ☐ 建築確認申請を必要としない
	検査済証の 交付	☐ 有（検査済証番号 ） ☐ 無（ ☐ 適法 ☐ 法不適合 ）
	既存部分へ の耐震関係 規定の遡及 適用	☐ 有（ ☐ 適法 ☐ 法不適合 ） ☐ 無

津市訓令第 1 号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

第 1 条 津市事務専決規程（平成 18 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項の表危機管理部の表危機管理課の項中「津市新型インフルエンザ対策本部」を「津市新型インフルエンザ等対策本部」に改める。

別表第 2 個別専決事項の表健康福祉部の表福祉政策課の項中

「	7 津市市民活動センターの事業（地域福祉ステーションに係るものに限る。）の運営に係る総合調整に関すること。		○				」
---	---	--	---	--	--	--	---

を削り、「8 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を「7

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改め、同項の次に次のように加える。

子育て 推進課	1 少子化対策及び子ども子育て支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	2 子ども・子育て会議に関すること。				○	
	3 保育所の入所負担金の決定及び徴収並				○	

	びに減免に関する こと。					
	4 保育所の入所負担 金の納入通知書の発 送に関する事。	○				
	5 保育所の入所負担 金の滞納処分及びこ れに伴う登記又は登 録に関する事。		○			
	6 保育所等の設置、 管理、運営等に関す ること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	7 津市療育センター の管理及び運営に関 すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表こども家庭課の項を次のように改める。

こども 支援課	1 助産施設及び母子 生活支援施設の入所 負担金の決定及び徴 収並びに減免に関す ること。				○	
	2 助産施設及び母子 生活支援施設の入所 負担金の納入通知書 の発送に関する事。	○				
	3 児童手当に係る認 定及び却下並びにそ の額の改定及び受給 事由の消滅に関する		○			

	こと。				
4	児童手当の受給者に係る変更（児童手当の額の改定に係るものを除く。）に関するすること。	○			
5	児童手当に係る現況届に関するすること。	○			
6	児童扶養手当に係る認定及び却下並びにその額の改定及び受給事由の消滅に関するすること。	○			
7	児童扶養手当の受給者に係る変更（児童扶養手当の額の改定に係るものを除く。）に関するすること。	○			
8	児童扶養手当に係る現況届に関するすること。	○			
9	自立支援教育訓練給付金の支給に係る受講対象講座の指定に関するすること。	○			
10	高等技能訓練促進費の支給の決定等に関するすること。	○			
11	児童福祉施設（保育所及び津市療育センターを除く。）等の設置の協議及び管理運営等に関するこ	輕易 な の	やや 重 要 な の	重 要 な の	

	と。				
	12 児童福祉法に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談及び調査指導の実施並びに報告に関すること。	○			
	13 家庭児童相談事業及び婦人相談事業の実施に関すること。	○			
	14 児童虐待の防止等に係る相談及び調査指導等の実施に関すること。	○			
	15 チビッコ広場に係る設置の承認に関すること。			○	
	16 児童遊園の管理に関すること。	○			
	17 子育て広場に係る事業の実施に関すること。	○			
	18 児童の総合的な発達支援に係る事業及び相談に関すること。	○			

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表障がい福祉課の項中

を「	29 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定又は取消しに関すること。			○	
」	29 指定特定相談支援			○	

	事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定又は取消しに関すること。				
	30 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に関すること。	○			

に改める。

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表健康づくり課の項中「助成」を「支給」に改める。

別表第2個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の項中

2 都市計画に関する基本的な方針に係る調査及び計画策定に関すること。	軽易なものの	やや重要なものの	重要なものの	特に重要なものの
------------------------------------	--------	----------	--------	----------

を「

2 都市計画に関する基本的な方針に係る調査及び計画策定に関すること。	軽易なもの	やや重要なものの	重要なものの	特に重要なものの
3 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年三重県条例第17号）の施行に関すること。				
(1) 建築の許可等に関すること。	○			
(2) 建築の許可の取消し等、措置命令			○	

	及び意見の聴取に 関すること。					
	(3) 建築の許可に係 る土地への立入検 査等に関すること。	○				

に、「3 市街地」を「4 市街地」に、「4 公有地の拡大の推進に関する法律」を「5 公有地の拡大の推進に関する法律」に、「5 都市景観」を「6 都市景観」に、「6 三重県屋外広告物条例」を「7 三重県屋外広告物条例」に、「7 緑化施策」を「8 緑化施策」に、「8 市街地再開発事業」を「9 市街地再開発事業」に、「9 土地区画整理事業」を「10 土地区画整理事業」に、「10 中心市街地」を「11 中心市街地」に改め、同表建築指導課の項中

「	4 建築基準法に基づ く道路等の指定に関 すること。	○				」
---	----------------------------------	---	--	--	--	---

を

「	4 建築基準法に基づ く道路等の指定に関 すること。	○				
	5 建築基準法に基づ く建築物等に係る定 期報告に関すること。	○				
	6 建築基準法に基づ く建築物等の仮使用 の承認に関すること。	○				

に、「5 建築協定」を「7 建築協定」に、「6 優良住宅」を「8 優良住宅」に、「7 モーター類似旅館等」を「9 モーター類似旅館等」に、「8 建築計画概要書等」を「10 建築計画概要書等」に、「9 独立行政法人住宅金融支援機構法」を「11 独立行政法人住宅金融支援機構法」に改め、

「	10 三重県風致地区内 における建築等の規 制に関する条例（昭					
---	---------------------------------------	--	--	--	--	--

	和 4 5 年三重県条例 第 1 7 号) の施行に 関すること。					
	(1) 建築の許可等に 関すること。	○				
	(2) 建築の許可の取 消し等、措置命令 及び意見の聴取に 関すること。			○		
	(3) 建築の許可に係 る土地への立入検 査等に関すること。	○				
を削り、「1 1 建築物等」を「1 2 建築物等」に、「1 2 建築物等」						
を「1 3 建築物等」に改め、						
	13 建築基準法に基づ く建築物等に係る定 期報告に関すること。	○				
	14 建築基準法に基づ く建築物等の仮使用 の承認に関すること。	○				
を削り、「1 5 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を						
「1 4 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に、「1 6						
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を「1 5 高齢者、						
障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」に、						
	17 建築物の耐震改修 の促進に関する法律 に基づく計画の認定 等に関すること。	○				
を						
	16 建築物の耐震改修 の促進に関する法律 に基づく計画の認定、 要緊急安全確認大規	○				

	模建築物の耐震化等 に關すること。				
	17 住宅に係る耐震診 断及び耐震補強の推 進に關すること。	輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	

に、

「	19 エネルギーの使用 の合理化に關する法 律に基づく届出等に 關すること。	○			
---	---	---	--	--	--

を

「	19 エネルギーの使用 の合理化に關する法 律に基づく届出等に 關すること。	○			
	20 長期優良住宅の普 及の促進に關する法 律（平成20年法律 第87号）に基づく 認定に關すること。	○			
	21 都市の低炭素化の 促進に關する法律 （平成24年法律第 84号）に基づく認 定に關すること。	○			

に改める。

別表第4個別専決事項の表危機管理部危機管理課の表防災室の項中

「	5 住宅に係る耐震診 断及び耐震補強の推 進に關すること。	輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
---	-------------------------------------	---------------	---------------------	---------------	--

を削り、「6 自主防災組織」を「5 自主防災組織」に改める。

別表第 4 個別専決事項の表市民部市民交流課の表対話連携推進室の項中「（地域福祉ステーションに係るものを除く。）」を削る。

別表第 4 個別専決事項の表健康福祉部こども家庭課の表を削る。

第 2 条 津市事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の項中「三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 4 5 年三重県条例第 1 7 号）」を「津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 6 年津市条例第 1 号）」に改める。

附 則

この訓令中第 1 条の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部危機管理担当の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同部産業振興担当の項中第 7 3 号を第 7 4 号とし、第 5 1 号から第 7 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 0 号の次に次の 1 号を加える。

(51) 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関すること。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第 5 1 号を削り、第 5 2 号を第 5 1 号とし、第 5 3 号から第 7 3 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部産業振興・環境担当の項中第 1 0 4 号を第 1 0 5 号とし、第 5 8 号から第 1 0 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 7 号の次に次の 1 号を加える。

(58) 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関すること。

別表第 2 河芸総合支所の部を次のように改める。

河 芸 総 合 支 所	地域振興課	産業振興・ 環境担当	湛水ポンプ場施設の管理に関する こと。
			（仮称）道の駅河芸の運営の準備 に関すること。
	市民福祉課	福祉担当	津市河芸ほほえみセンターに関 すること。

別表第 2 美杉総合支所の部を次のように改める。

美 杉 総 合 支	地域振興課	総務担当	津市美杉総合文化センターの管
-----------	-------	------	----------------

所			理に関すること。
			フットパーク美杉の使用に関すること。
		産業振興・環境担当	小規模飲料水供給施設布設事業に関すること。
			津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設の管理に関すること。
	市民福祉課	市民担当	自動車の臨時運行に関すること。
			火葬場に関すること。
		福祉担当	津市美杉健康相談所の管理に関すること。

別表第5 久居総合支所の表地域振興課の項中

17 住宅に係る耐震診断及び耐震補強に関する事業に係る申請書の受付に関すること。		○				
--	--	---	--	--	--	--

を削り、「18 自主防災組織活動」を「17 自主防災組織活動」に、「19 情報通信機器」を「18 情報通信機器」に、「20 情報通信基盤」を「19 情報通信基盤」に、「21 電子計算機処理」を「20 電子計算機処理」に、「22 地域活動」を「21 地域活動」に、「23 地区地域審議会」を「22 地区地域審議会」に、「24 過疎地域等」を「23 過疎地域等」に、「25 鳥獣飼養」を「24 鳥獣飼養」に、「26 農林水産業等」を「25 農林水産業等」に、

27 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。		○				
--------------------------	--	---	--	--	--	--

を「

26 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。		○				
27 住宅に係る耐震診断及び耐震補強に関する		○				

	事業に係る申請書の受付に関する事						
--	------------------	--	--	--	--	--	--

に改める。

別表第5 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の項中

	16 住宅に係る耐震診断及び耐震補強に関する事業に係る申請書の受付に関する事		○				
--	--	--	---	--	--	--	--

を削り、「17 自主防災組織活動」を「16 自主防災組織活動」に、「18 情報通信機器」を「17 情報通信機器」に、「19 情報通信基盤」を「18 情報通信基盤」に、「20 電子計算機処理」を「19 電子計算機処理」に、「21 市民相談」を「20 市民相談」に、「22 消費者相談」を「21 消費者相談」に、「23 計量器」を「22 計量器」に、「24 交通安全」を「23 交通安全」に、「25 国際化」を「24 国際化」に、「26 国際交流」を「25 国際交流」に、「27 地域活動」を「26 地域活動」に、「28 地区地域審議会」を「27 地区地域審議会」に、「29 過疎地域等」を「28 過疎地域等」に、「30 鳥獣飼養」を「29 鳥獣飼養」に、「31 農林水産業等」を「30 農林水産業等」に、「32 家畜」を「31 家畜」に、「33 公園」を「32 公園」に、「34 公園」を「33 公園」に、

	35 公園に係る使用料の減免に関する事		○				
--	---------------------	--	---	--	--	--	--

を

	34 公園に係る使用料の減免に関する事		○				
	35 住宅に係る耐震診断及び耐震補強に関する事業に係る申請書の受付に関する事		○				

に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市社会福祉事務所处務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市社会福祉事務所处務規程の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所处務規程（平成 18 年津市訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「こども家庭課 保育担当 児童母子担当」を「子育て推進課 保育担当 児童母子担当」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項をこども支援課 こども支援担当」に改め、同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、「、室」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前条第 3 項」を「前条第 2 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「前条第 5 項」を「前条第 4 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 5 条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条第 2 項を削る。

別表第 1 本庁の表福祉政策課の部の次に次のように加える。

子育て推進課	保育担当	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育の実施に関する事
--------	------	---------------------------------------

別表第 1 本庁の表こども家庭課の部を次のように改める。

こども支援課	こども支援担当	(1) 児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施に関する事。 (2) 児童福祉法に基づく要保護児童に係る通告及び状況把握に関する事。
--------	---------	---

		(3) 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）及び同法の施行のための三重県規則に基づく貸付けに係る申請書等の受理及び通知書等の交付に關すること。
--	--	--

別表第 2 を削る。

別表第 3 本庁の表福祉政策課の項中「(昭和 38 年法律第 168 号)」を削り、同項の次に次のように加える。

子育て推進課	児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する保育所における保育その他の保護に關すること。		○
--------	---	--	---

別表第 3 本庁の表こども家庭課の項を次のように改め、同表を別表第 2 とする。

こども支援課	(1) 児童福祉法第 22 条第 1 項に規定する助産施設における助産の実施に關すること。		○
	(2) 児童福祉法第 23 条第 1 項に規定する母子生活支援施設における保護の実施に關すること。		○
	(3) 児童福祉法第 25 条に規定する要保護児童に係る通告の受理及び同法第 25 条の 6 に規定する要保護児童の状況把握に關すること。	○	
	(4) 母子及び寡婦福祉法及び同法の施行のための三重県規則に基づく貸付けに係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書、納入通知書その他の書類の交付に關すること。	○	

別表第 4 を削る。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

下記の者の差押書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 13 年法律第 60 号）第 78 条により準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成26年3月17日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	差押書

津市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月17日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 岡 山 八 十

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	後 久 敏 夫 三重県津市安濃町安濃1599番地
変更後	岡 山 八 十 三重県津市安濃町安濃1297番地5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成26年2月23日の定期総会において選任され、平成26年3月5日から就任することになったため。

津市告示第 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 2 5 5 江戸橋第 9 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市江戸橋一丁目 1 2 番地先から 津市江戸橋一丁目 2 0 番 1 地先まで	旧	3. 2～4. 1	77. 0
津市江戸橋一丁目 1 2 番地先から 津市江戸橋一丁目 2 0 番 1 地先まで	新	3. 2～24. 0	77. 0

2 路線名 1 2 7 3 江戸橋一身田線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市江戸橋一丁目 5 0 番 2 地先から 津市上浜町三丁目 5 2 番地先まで	旧	4. 9～12. 0	165. 0
津市江戸橋一丁目 5 0 番 2 地先から 津市上浜町三丁目 5 2 番地先まで	新	4. 9～12. 0	165. 0
津市江戸橋一丁目 5 4 番 1 地先から 津市上浜町三丁目 5 2 番地先まで	新	13. 5～51. 0	190. 0

津市告示第 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 2 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

コモンヒルズ西が丘自治会

三重県津市一身田上津部田 8 6 7 番地 2 0

代表者 谷口 雄祐

2 変更に係る事項

(1)主たる事務所の所在地

変更前	三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 1 8
変更後	三重県津市一身田上津部田 8 6 7 番地 2 0

(2)代表者の氏名及び住所

変更前	井上 宏之 三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 1 8
変更後	谷口 雄祐 三重県津市一身田上津部田 8 6 7 番地 2 0

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 6 年 2 月 1 6 日の定時総会において改選されたため。

津市告示第 4 6 号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、
地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送
達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 6 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○○○○	平成 2 3 年度第 4 期及び 平成 2 4 年度第 2 期～第 4 期市民税県民税に係る 督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 4 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 3 月 3 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 3 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 3 月 1 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 3 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 3 月 1 1 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 3 月 1 2 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 3 月 1 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 3 月 1 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 4 8 号

下記の者の交付要求通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 6 年 3 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇〇〇	交付要求通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 4 9 号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

自動車臨時運行許可 番号標番号	許 可 年 月 日	無効となった日
三重 1 4 - 6 7 津	平成 2 4 年 5 月 2 8 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 3 - 2 8 津	平成 2 4 年 8 月 6 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 3 - 4 0 津	平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 5 5 津	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 5 2 津	平成 2 5 年 3 月 1 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 6 6 津	平成 2 5 年 3 月 7 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 2 3 津	平成 2 5 年 3 月 1 5 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 2 1 津	平成 2 5 年 4 月 1 8 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 9 7 津	平成 2 5 年 5 月 2 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 2 2 津	平成 2 5 年 6 月 1 3 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 8 4 津	平成 2 5 年 7 月 2 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 4 - 8 3 津	平成 2 5 年 7 月 1 8 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 3 - 0 7 津	平成 2 5 年 8 月 9 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日
三重 1 3 - 3 9 津	平成 2 6 年 2 月 1 0 日	平成 2 6 年 3 月 2 0 日

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成26年3月27日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）及び 充当通知書（２月分）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 5 1 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

安部区自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集落施設等の維持管理
- (4) その他目的に資する事業等

3 区域

本会の区域は、津市安濃町安部 7 5 番地 2、1 0 7 0 番地、3 1 5 番地か
ら 5 2 6 番地まで、及び津市安濃町草生 3 8 8 8 番地から 3 9 4 5 番地 3 ま
での区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市安濃町安部 4 0 9 番地 1

5 代表者の氏名及び住所

川本員正

三重県津市安濃町安部 4 8 6 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無。

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

9 認可年月日

平成26年3月27日

津市告示第 5 2 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
4 1 0 8 4 3 2	平成 2 5 年 1 0 月 1 日	平成 2 6 年 1 月 8 日
9 2 0 4 7 5 7	平成 2 5 年 1 0 月 1 日	平成 2 6 年 2 月 5 日
9 2 3 3 5 5 7	平成 2 5 年 1 0 月 1 日	平成 2 6 年 2 月 1 0 日

津市告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 3 年津市告示第 2 3 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

八対野一区

三重県津市白山町八対野 1 0 0 番地

代表者 西 森 偉 統

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	山 口 哲 司 三重県津市白山町八対野 1 7 8 番地 4
変更後	西 森 偉 統 三重県津市白山町八対野 2 9 5 9 番地 2

3 変更の理由及び年月日

平成 2 5 年 3 月 3 1 日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第 54 号

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により
平成 26 年 2 月 28 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 26 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成26年2月28日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	111,661,450	84,243,926	75.4%	111,661,450	67,627,735	60.6%
モーターボート競走 事業特別会計	46,255,926	40,622,750	87.8%	46,255,926	40,030,089	86.5%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,859,749	20,968,583	75.3%	27,859,749	23,779,446	85.4%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	40,187	8,567	21.3%	40,187	27,430	68.3%
介護保険事業 特別会計	23,461,396	18,601,951	79.3%	23,461,396	20,503,964	87.4%
後期高齢者医療事業 特別会計	5,240,246	1,946,642	37.1%	5,240,246	4,283,187	81.7%
簡易水道事業 特別会計	931,051	96,841	10.4%	931,051	354,449	38.1%
農業集落排水事業 特別会計	560,720	109,596	19.5%	560,720	324,904	57.9%
土地区画整理事業 特別会計	1,336,786	2,810	0.2%	1,336,786	452,581	33.9%
下水道事業 特別会計	11,808,170	1,362,778	11.5%	11,808,170	6,003,287	50.8%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	77,874	75,418	96.8%	77,874	36,050	46.3%
棕本財産区 特別会計	514	53	10.3%	514	108	21.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成26年2月28日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	38,594,550	36,557,223	94.7%
2 地 方 譲 与 税	982,201	668,642	68.1%
3 利 子 割 交 付 金	95,000	88,239	92.9%
4 配 当 割 交 付 金	60,000	43,013	71.7%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	14,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,600,000	2,009,406	77.3%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000	256,629	85.5%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	310,000	270,784	87.3%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	50,000	49,097	98.2%
10 地 方 特 例 交 付 金	170,607	170,607	100.0%
11 地 方 交 付 税	19,271,538	18,328,118	95.1%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,000	27,139	60.3%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,954,538	1,571,845	80.4%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,122,111	1,958,495	92.3%
15 国 庫 支 出 金	14,370,207	10,322,215	71.8%
16 県 支 出 金	6,217,344	3,032,053	48.8%
17 財 産 収 入	162,520	165,298	101.7%
18 寄 附 金	4,295	11,009	256.3%
19 繰 入 金	6,951,264	263,000	3.8%
20 繰 越 金	2,055,363	2,055,364	100.0%
21 諸 収 入	1,210,512	973,550	80.4%
22 市 債	14,120,400	5,422,200	38.4%
合 計	111,661,450	84,243,926	75.4%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	625,131	575,174	92.0%
2 総 務 費	16,652,811	11,684,526	70.2%
3 民 生 費	35,283,535	23,597,160	66.9%
4 衛 生 費	10,914,999	6,368,932	58.4%
5 労 働 費	59,952	49,863	83.2%
6 農 林 水 産 業 費	3,062,096	1,124,651	36.7%
7 商 工 費	1,751,170	1,240,892	70.9%
8 土 木 費	15,287,804	4,827,840	31.6%
9 消 防 費	4,327,967	3,219,815	74.4%
10 教 育 費	11,465,061	9,111,461	79.5%
11 災 害 復 旧 費	1,100,324	369,919	33.6%
12 公 債 費	10,956,000	5,401,002	49.3%
13 諸 支 出 金	78,600	56,500	71.9%
14 予 備 費	96,000	0	0.0%
合 計	111,661,450	67,627,735	60.6%

3 市債の状況

平成26年2月28日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普 通 債	39,515,768	43.5%
	(1) 総 務	5,300,361	5.8%
	(2) 民 生	2,512,151	2.8%
	(3) 衛 生	3,504,163	3.9%
	(4) 農 林 水 産 業	727,393	0.8%
	(5) 商 工	76,404	0.1%
	(6) 土 木	16,753,847	18.4%
	(7) 消 防	1,564,308	1.7%
	(8) 教 育	9,077,141	10.0%
	2 災 害 復 旧 債	339,595	0.4%
	(1) 衛 生	849	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	47,101	0.1%
	(3) 土 木	291,645	0.3%
	3 そ の 他	50,941,097	56.1%
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	46,600,384	51.3%
	(2) そ の 他	4,340,713	4.8%
	計	90,796,460	100.0%
特会別計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	2,367,305	2.8%
	国 民 健 康 保 険	1,081	0.0%
	簡 易 水 道	3,861,131	4.6%
	農 業 集 落 排 水	3,979,892	4.7%
	土 地 区 画 整 理	1,618,078	1.9%
	下 水 道	72,386,063	85.8%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	177,603	0.2%
	計	84,391,153	100.0%
合 計		175,187,613	

平成26年2月28日現在 一時借入金

0千円

4 基金の状況

平成26年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	18,343,509
減 債 基 金	1,889,480
職 員 退 職 手 当 基 金	527,235
文 化 振 興 基 金	227,373
国 際 交 流 推 進 基 金	217,429
緑 化 基 金	120,022
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	96,392
ふ る さ と 振 興 基 金	322,565
ま ち づ く り 振 興 基 金	3,944,982
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	1,870
公 共 施 設 整 備 基 金	1,894,397
環 境 対 策 推 進 基 金	299,249
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	91,193
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	0
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	441,717
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	305,203
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	17,446
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,948
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 施 設 整 備 基 金	217,000
合 計	28,965,010

5 市有財産の状況

平成26年2月28日現在

有価証券等	2,464,316千円
自動車	747台
建物	1,137,087.27m ²
土地	23,364,846.93m ²

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

平成26年2月28日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
62,523 円	市民税	146,367 円
55,679 円	固定資産税	130,345 円
7,411 円	都市計画税	17,350 円
5,603 円	市たばこ税	13,118 円
1,803 円	軽自動車税	4,222 円
113 円	入湯税	265 円
217 円	その他	507 円
133,349 円	計	312,174 円

※人口285,179人、世帯数121,818世帯（平成26年2月28日現在）にて算出しています。

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所
居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定
により公示送達する。

平成26年3月28日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇	差押調書（謄本）、配当
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇	計算書（謄本）、充当通
〇〇〇	〇〇	知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 5 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
555	グリーンロード線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町岡本	
1066	二子竜合戸島川原線	津市安濃町戸島	
		津市安濃町中川	
8	日南田竜合線	津市美里町家所	
		津市美里町日南田	
359	家所足坂線	津市美里町家所	
		津市美里町足坂	
2439	南グリーンロード線	津市稲葉町	
		津市白山町二本木	

津市告示第 5 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、道路法第 9 条の規定に基づき、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2 6 2 6	一身田中野第 2 8 号線	津市一身田中野	
		津市一身田中野	
4 3 2 6	大園町第 8 号線	津市大園町	
		津市大園町	
4 3 2 7	中河原第 1 3 号線	津市中河原	
		津市中河原	
4 3 2 8	押加部町第 7 号線	津市押加部町	
		津市押加部町	
4 3 2 9	川添町第 7 号線	津市川添町	
		津市川添町	
4 3 3 0	港町第 7 号線	津市港町	
		津市港町	
6 4 5 1	垂水第 6 1 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 5 2	垂水第 6 2 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 5 3	垂水第 6 3 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 5 4	垂水第 6 4 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 5 5	垂水第 6 5 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 5 6	垂水第 6 6 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 5 7	垂水第 6 7 号線	津市垂水	
		津市垂水	
7 4 2 8	高茶屋里ノ上第 4 9 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
7 4 2 9	高茶屋里ノ上第 5 0 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	

7 4 3 0	高茶屋里ノ上第 5 1 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
7 4 3 1	高茶屋里ノ上第 5 2 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
7 4 3 2	高茶屋里ノ上第 5 3 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
7 4 3 3	高茶屋里ノ上第 5 4 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
7 4 3 4	高茶屋里ノ上第 5 5 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
7 4 3 5	高茶屋里ノ上第 5 6 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
7 4 3 6	高茶屋里ノ上第 5 7 号線	津市高茶屋五丁目	
		津市高茶屋五丁目	
2 4 8 5	川方里中 2 3 号線	津市川方町	
		津市牧町	
2 4 8 6	持川 2 3 号線	津市久居持川町	
		津市久居持川町	
2 4 8 7	持川 2 4 号線	津市久居持川町	
		津市久居持川町	
2 4 8 8	相川 1 6 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
2 4 8 9	戸木北 1 1 号線	津市戸木町	
		津市戸木町	
2 4 9 0	南さくらが丘団地 1 4 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 4 9 1	南さくらが丘団地 1 5 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 4 9 2	南さくらが丘団地 1 6 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 4 9 3	南さくらが丘団地 1 7 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	

2494	南さくらが丘団地18号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2495	野村59号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2496	野村60号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2497	東鷹跡15号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	
2499	森北16号線	津市森町	
		津市森町	
3599	東千里19号線	津市河芸町東千里	
		津市河芸町東千里	
7512	八太509号線	津市一志町八太	
		津市一志町八太	
7513	八太510号線	津市一志町八太	
		津市一志町八太	
8067	田尻368号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
8068	高野362号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
8069	高野363号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
1304	江戸橋第27号線	津市江戸橋二丁目	
		津市江戸橋二丁目	
1305	栗真小川町第17号線	津市栗真小川町	
		津市栗真小川町	
2627	一身田中野第29号線	津市一身田中野	
		津市一身田中野	
2628	高野尾豊が丘第148号線	津市高野尾町	
		津市高野尾町	

3 8 7 4	羽所町第 1 0 号線	津市羽所町	
		津市羽所町	
3 8 7 5	広明町第 2 5 号線	津市広明町	
		津市広明町	
3 8 7 6	緑ヶ丘団地第 2 7 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	
3 8 7 7	兵丹池団地第 7 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3 8 7 8	一色町第 2 号線	津市一色町	
		津市一色町	
3 8 7 9	栄町羽所町第 7 号線	津市栄町二丁目	
		津市羽所町	
3 8 8 0	栄町第 4 0 号線	津市栄町二丁目	
		津市栄町二丁目	
3 8 8 1	栄町第 4 1 号線	津市栄町二丁目	
		津市栄町二丁目	
3 8 8 2	栄町第 4 2 号線	津市栄町二丁目	
		津市栄町二丁目	
3 8 8 3	栄町第 4 3 号線	津市栄町二丁目	
		津市栄町二丁目	
4 3 3 1	神戸第 4 4 号線	津市神戸	
		津市神戸	
4 3 3 2	南新町第 5 号線	津市南新町	
		津市南新町	
4 3 3 3	南新町第 6 号線	津市南新町	
		津市南新町	
4 3 3 4	愛宕町第 4 号線	津市愛宕町	
		津市愛宕町	
4 3 3 5	愛宕町第 5 号線	津市愛宕町	
		津市愛宕町	

4 3 3 6	寿町第 1 2 号線	津市寿町	
		津市寿町	
4 3 3 7	寿町第 1 3 号線	津市寿町	
		津市寿町	
5 5 2 6	向井第 9 号線	津市安東町	
		津市安東町	
5 5 2 7	向井第 1 0 号線	津市安東町	
		津市安東町	
6 4 5 8	阿漕浦第 1 6 号線	津市津興	
		津市津興	
6 4 5 9	上弁財町津興第 5 号線	津市津興	
		津市津興	
6 4 6 0	上弁財町津興第 6 号線	津市津興	
		津市津興	
6 4 6 1	垂水第 6 8 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 6 2	藤方第 3 3 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 4 6 3	藤方第 3 4 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 4 6 4	藤方第 3 5 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6 4 6 5	藤方第 3 6 号線	津市藤方	
		津市藤方	
7 4 3 7	高茶屋小森山第 3 8 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 3 8	高茶屋小森南第 6 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 3 9	高茶屋小森南第 7 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	

7 4 4 0	高茶屋小森南第 8 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 4 1	高茶屋小森町第 5 4 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
2 4 9 8	久居団地 2 6 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
8 0 0 0	白山芸濃線	津市白山町二本木	
		津市芸濃町棕本	

津市告示第 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2 6 2 6	一身田中野第 2 8 号線	津市一身田中野字小向 2 0 6 番 3 から	101.2 m
		津市一身田中野字小向 2 3 0 番 7 まで	8m~20.8m
4 3 2 6	大園町第 8 号線	津市大園町 5 9 番 1 1 6 から	26.1 m
		津市大園町 5 9 番 8 2 まで	5m~9.2m
4 3 2 7	中河原第 1 3 号線	津市中河原字西興 3 3 9 番 4 から	19.2 m
		津市中河原字西興 3 3 9 番 4 まで	4m~7m
4 3 2 8	押加部町第 7 号線	津市押加部町 5 8 5 番 1 0 から	68.2 m
		津市押加部町 5 8 5 番 1 5 まで	6m~13m
4 3 2 9	川添町第 7 号線	津市川添町 1 1 番 1 から	18.8 m
		津市川添町 1 1 番 3 まで	6m~13.6m
4 3 3 0	港町第 7 号線	津市港町 5 3 4 番 3 から	37 m
		津市港町 5 3 3 番 まで	2m~8m
6 4 5 1	垂水第 6 1 号線	津市垂水字法ケ広 1 8 9 8 番 1 1 から	247.5 m
		津市垂水字法ケ広 1 8 2 0 番 3 3 まで	6m~13.2m
6 4 5 2	垂水第 6 2 号線	津市垂水字法ケ広 1 8 2 0 番 2 2 から	16.6 m
		津市垂水字法ケ広 1 8 2 0 番 2 2 まで	6m~13.2m
6 4 5 3	垂水第 6 3 号線	津市垂水字法ケ広 1 8 7 3 番 1 から	96.9 m
		津市垂水字法ケ広 1 8 7 3 番 7 まで	6m~12m
6 4 5 4	垂水第 6 4 号線	津市垂水字門田 7 5 0 番 6 1 から	330.3 m
		津市垂水字門田 7 5 0 番 4 5 まで	6m~13.1m
6 4 5 5	垂水第 6 5 号線	津市垂水字門田 7 5 0 番 3 8 から	87 m
		津市垂水字門田 7 4 5 番 2 9 まで	6m~14.7m
6 4 5 6	垂水第 6 6 号線	津市垂水字門田 7 5 0 番 3 5 から	14 m
		津市垂水字門田 7 5 0 番 3 5 まで	2.5m~2.5m

6 4 5 7	垂水第 6 7 号線	津市垂水字下境 9 9 6 番 7 から	59.3 m
		津市垂水字下境 9 9 6 番 2 まで	6m~8.9m
7 4 2 8	高茶屋里ノ上第 4 9 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 4 8 から	81.1 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 まで	9m~16.1m
7 4 2 9	高茶屋里ノ上第 5 0 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 2 5 から	58.6 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 4 6 まで	9m~16.1m
7 4 3 0	高茶屋里ノ上第 5 1 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 3 7 から	326.5 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 まで	6m~13.1m
7 4 3 1	高茶屋里ノ上第 5 2 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 5 から	635 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 0 8 まで	6m~13.1m
7 4 3 2	高茶屋里ノ上第 5 3 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 から	37.5 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 まで	6m~13.1m
7 4 3 3	高茶屋里ノ上第 5 4 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 1 1 から	28.6 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 2 0 まで	6m~13.1m
7 4 3 4	高茶屋里ノ上第 5 5 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 2 7 から	12 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 2 8 まで	2m~2m
7 4 3 5	高茶屋里ノ上第 5 6 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 2 9 から	12.5 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 2 9 まで	2m~2m
7 4 3 6	高茶屋里ノ上第 5 7 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 0 3 から	13.1 m
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 0 3 まで	3m~3m
2 4 8 5	川方里中 2 3 号線	津市川方町字里ノ内 4 8 7 番 2 から	57.2 m
		津市牧町字北浦 4 7 5 番 1 まで	5m~13.7m
2 4 8 6	持川 2 3 号線	津市久居持川町字持川 2 3 2 6 番 6 から	36 m
		津市久居持川町字持川 2 3 2 6 番 7 まで	6m~13m
2 4 8 7	持川 2 4 号線	津市久居持川町字持川 2 3 3 1 番 1 から	51.5 m
		津市久居持川町字持川 2 3 3 1 番 7 まで	6m~7.3m

2488	相川16号線	津市久居小野辺町字畑山新田1705番20から	24.9 m
		津市久居小野辺町字畑山新田1705番19まで	6m～13.2m
2489	戸木北11号線	津市戸木町字北興7836番7から	75.1 m
		津市戸木町字北興7836番3まで	6m～13.1m
2490	南さくらが丘団地14号線	津市久居野村町字池尻1991番1から	215.1 m
		津市久居野村町字花領下1854番8まで	6m～16.7m
2491	南さくらが丘団地15号線	津市久居野村町字池尻1991番18から	95.5 m
		津市久居野村町字池尻1991番14まで	6m～13.1m
2492	南さくらが丘団地16号線	津市久居野村町字花領下1854番16から	47.1 m
		津市久居野村町字花領下1854番15まで	5m～13.1m
2493	南さくらが丘団地17号線	津市久居野村町字花領下1854番8から	84.1 m
		津市久居野村町字花領下1854番1まで	4.2m～13.1m
2494	南さくらが丘団地18号線	津市久居野村町字花領下1854番11から	33.1 m
		津市久居野村町字花領下1854番12まで	3.9m～6.2m
2495	野村59号線	津市久居野村町字八丁816番1から	68.4 m
		津市久居野村町字八丁816番7まで	6m～9.6m
2496	野村60号線	津市久居野村町字権田347番11から	51.9 m
		津市久居野村町字権田347番15まで	6m～13.1m
2497	東鷹跡15号線	津市久居東鷹跡町292番1から	60 m
		津市久居東鷹跡町292番4まで	6m～9.6m
2499	森北16号線	津市森町字下大谷5007番3から	760 m
		津市森町字上大谷5000番8まで	10m～14m
3599	東千里19号線	津市河芸町東千里字大沢188番1から	36.5 m
		津市河芸町東千里字大沢188番5まで	6m～10.3m
7512	八太509号線	津市一志町八太字正光寺1682番7から	187.1 m
		津市一志町八太字正光寺1682番23まで	6m～13.1m

7513	八太510号線	津市一志町八太字正光寺1682番15から	54.1 m
		津市一志町八太字正光寺1682番12まで	6m～13.1m
8067	田尻368号線	津市一志町田尻字川原700番1から	35 m
		津市一志町田尻字川原700番5まで	5m～8.4m
8068	高野362号線	津市一志町高野字下出垣内526番7から	32.1 m
		津市一志町高野字下出垣内526番8まで	6m～13.6m
8069	高野363号線	津市一志町高野字下出垣内526番15から	32.4 m
		津市一志町高野字下出垣内526番16まで	6m～13.6m
1304	江戸橋第27号線	津市江戸橋二丁目59番24から	13.6 m
		津市江戸橋二丁目59番23まで	6m～7.8m
1305	栗真小川町第17号線	津市栗真小川町字中沢740番から	89.1 m
		津市栗真小川町字中沢741番2まで	10m～10.9m
2627	一身田中野第29号線	津市一身田中野字東野90番2から	73.8 m
		津市一身田中野字東野87番1まで	4m～4.1m
2628	高野尾豊が丘第148号線	津市高野尾町字北山2386番352から	107.5 m
		津市高野尾町字北山2386番374まで	4m～6.2m
3874	羽所町第10号線	津市羽所町399番から	54.2 m
		津市羽所町700番まで	7.8m～12.7m
3875	広明町第25号線	津市広明町101番から	56.9 m
		津市広明町93番1まで	5.5m～8.6m
3876	緑ヶ丘団地第27号線	津市大谷町96番3から	104.5 m
		津市大谷町96番11まで	5.4m～11.7m
3877	兵丹池団地第7号線	津市上浜町六丁目213番3から	145.1 m
		津市上浜町六丁目216番23まで	4.3m～16.8m
3878	一色町第2号線	津市一色町字寺門226番4から	99.7 m
		津市一色町字寺門219番まで	5.8m～15.3m

3879	栄町羽所町第7号線	津市栄町二丁目461番から	149.8 m
		津市羽所町609番まで	4m～8.4m
3880	栄町第40号線	津市栄町二丁目477番から	38.3 m
		津市栄町二丁目477番まで	1.8m～1.8m
3881	栄町第41号線	津市栄町二丁目453番から	30.4 m
		津市栄町二丁目453番まで	1.8m～1.8m
3882	栄町第42号線	津市栄町二丁目436番から	26.9 m
		津市栄町二丁目436番まで	2m～2m
3883	栄町第43号線	津市栄町二丁目417番から	35 m
		津市栄町二丁目417番まで	1.2m～1.2m
4331	神戸第44号線	津市神戸字乙木379番1から	106.5 m
		津市神戸字乙木383番3まで	4.5m～4.5m
4332	南新町第5号線	津市南新町109番13から	33.9 m
		津市南新町109番14まで	4.9m～4.9m
4333	南新町第6号線	津市南新町211番62から	46.9 m
		津市南新町211番64まで	4.2m～8.8m
4334	愛宕町第4号線	津市愛宕町字清原219番から	35.3 m
		津市愛宕町字清原188番まで	4m～4m
4335	愛宕町第5号線	津市愛宕町字清原136番から	43 m
		津市愛宕町字清原141番まで	4m～4m
4336	寿町第12号線	津市寿町513番5から	53.5 m
		津市寿町513番25まで	6.4m～14m
4337	寿町第13号線	津市寿町48番から	61.5 m
		津市寿町36番まで	6m～10m
5526	向井第9号線	津市安東町字木若2677番から	83.4 m
		津市安東町字木若2676番まで	6m～7.4m

5 5 2 7	向井第 1 0 号線	津市安東町字木若 2 7 1 9 番 から	30.9 m
		津市安東町字木若 2 7 2 1 番 まで	4.1m~4.3m
6 4 5 8	阿漕浦第 1 6 号線	津市津興字港中道北 3 7 9 番 2 から	140.3 m
		津市津興字港中道北 3 8 2 番 9 まで	4.1m~5.1m
6 4 5 9	上弁財町津興第 5 号線	津市津興字釜屋 3 2 6 8 番 1 から	77.3 m
		津市津興字釜屋 3 2 7 3 番 2 まで	3.4m~7.7m
6 4 6 0	上弁財町津興第 6 号線	津市津興字下弁財町 3 0 3 5 番 1 から	87 m
		津市津興字下弁財町 3 0 3 2 番 まで	4m~7.8m
6 4 6 1	垂水第 6 8 号線	津市垂水字上屋敷 1 2 8 8 番 1 から	84.3 m
		津市垂水字上屋敷 1 2 8 7 番 まで	3.6m~4.5m
6 4 6 2	藤方第 3 3 号線	津市藤方字浜替 5 0 1 番 1 9 から	82.6 m
		津市藤方字浜替 5 0 1 番 6 2 まで	6.2m~13.3m
6 4 6 3	藤方第 3 4 号線	津市藤方字浜替 5 0 1 番 1 2 から	82 m
		津市藤方字浜替 5 0 1 番 5 5 まで	6.2m~13.3m
6 4 6 4	藤方第 3 5 号線	津市藤方字浜替 5 0 1 番 2 0 から	158.9 m
		津市藤方字浜替 5 0 1 番 3 3 まで	6.2m~13.3m
6 4 6 5	藤方第 3 6 号線	津市藤方字西大田 5 5 8 番 2 から	201.6 m
		津市藤方字浜替 4 9 9 番 1 ま で	6.2m~10.3m
7 4 3 7	高茶屋小森山第 3 8 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 2 番 2 5 から	50.3 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 2 番 2 3 まで	4.3m~8m
7 4 3 8	高茶屋小森南第 6 号線	津市高茶屋小森町字焼野 9 9 1 番 1 から	66.6 m
		津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 8 まで	3.9m~4.3m
7 4 3 9	高茶屋小森南第 7 号線	津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 3 から	12.3 m
		津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 3 まで	3.9m~4.7m
7 4 4 0	高茶屋小森南第 8 号線	津市高茶屋小森町字焼野 1 0 1 4 番 1 から	147.9 m
		津市高茶屋小森町字焼野 1 0 0 6 番 2 まで	3.9m~7.2m

7 4 4 1	高茶屋小森町第 5 4 号線	津市高茶屋小森町字焼野 1 0 5 5 番から	84 m
		津市高茶屋小森町字焼野 1 0 5 7 番まで	4.9m~6.7m
2 4 9 8	久居団地 2 6 号線	津市久居野村町字野村 3 7 2 番 9 1 から	30 m
		津市久居野村町字野村 3 7 0 番 1 まで	4m~4m
8 0 0 0	白山芸濃線	津市白山町二本木字北出前 4 6 6 7 番から	20679.6 m
		津市芸濃町棕本字平林 3 5 3 3 番まで	5.5m~24.4m

津市告示第 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
2 6 2 6	一身田中野第 2 8 号線	津市一身田中野字小向 2 0 6 番 3 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市一身田中野字小向 2 3 0 番 7 まで	
4 3 2 6	大園町第 8 号線	津市大園町 5 9 番 1 1 6 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市大園町 5 9 番 8 2 まで	
4 3 2 7	中河原第 1 3 号線	津市中河原字西興 3 3 9 番 4 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市中河原字西興 3 3 9 番 4 まで	
4 3 2 8	押加部町第 7 号線	津市押加部町 5 8 5 番 1 0 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市押加部町 5 8 5 番 1 5 まで	
4 3 2 9	川添町第 7 号線	津市川添町 1 1 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市川添町 1 1 番 3 まで	
4 3 3 0	港町第 7 号線	津市港町 5 3 4 番 3 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市港町 5 3 3 番 まで	
6 4 5 1	垂水第 6 1 号線	津市垂水字法ケ広 1 8 9 8 番 1 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字法ケ広 1 8 2 0 番 3 3 まで	
6 4 5 2	垂水第 6 2 号線	津市垂水字法ケ広 1 8 2 0 番 2 2 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字法ケ広 1 8 2 0 番 2 2 まで	
6 4 5 3	垂水第 6 3 号線	津市垂水字法ケ広 1 8 7 3 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字法ケ広 1 8 7 3 番 7 まで	
6 4 5 4	垂水第 6 4 号線	津市垂水字門田 7 5 0 番 6 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字門田 7 5 0 番 4 5 まで	
6 4 5 5	垂水第 6 5 号線	津市垂水字門田 7 5 0 番 3 8 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字門田 7 4 5 番 2 9 まで	
6 4 5 6	垂水第 6 6 号線	津市垂水字門田 7 5 0 番 3 5 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字門田 7 5 0 番 3 5 まで	

6 4 5 7	垂水第 6 7 号線	津市垂水字下境 9 9 6 番 7 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字下境 9 9 6 番 2 ま で	
7 4 2 8	高茶屋里ノ上第 4 9 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 4 8 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 まです	
7 4 2 9	高茶屋里ノ上第 5 0 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 2 5 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 4 6 まです	
7 4 3 0	高茶屋里ノ上第 5 1 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 3 7 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 まです	
7 4 3 1	高茶屋里ノ上第 5 2 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 5 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 0 8 まです	
7 4 3 2	高茶屋里ノ上第 5 3 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 5 3 まです	
7 4 3 3	高茶屋里ノ上第 5 4 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 1 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 2 0 まです	
7 4 3 4	高茶屋里ノ上第 5 5 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 2 7 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 2 8 まです	
7 4 3 5	高茶屋里ノ上第 5 6 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 2 9 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 2 9 まです	
7 4 3 6	高茶屋里ノ上第 5 7 号線	津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 0 3 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋五丁目 3 4 6 5 番 1 0 3 まです	
2 4 8 5	川方里中 2 3 号線	津市川方町字里ノ内 4 8 7 番 2 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市牧町字北浦 4 7 5 番 1 ま です	
2 4 8 6	持川 2 3 号線	津市久居持川町字持川 2 3 2 6 番 6 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市久居持川町字持川 2 3 2 6 番 7 まです	
2 4 8 7	持川 2 4 号線	津市久居持川町字持川 2 3 3 1 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市久居持川町字持川 2 3 3 1 番 7 まです	

2488	相川16号線	津市久居小野辺町字畑山新田 1705番20から	平成26年 4月1日
		津市久居小野辺町字畑山新田 1705番19まで	
2489	戸木北11号線	津市戸木町字北興7836番 7から	平成26年 4月1日
		津市戸木町字北興7836番 3まで	
2490	南さくらが丘団地14号線	津市久居野村町字池尻199 1番1から	平成26年 4月1日
		津市久居野村町字花領下18 54番8まで	
2491	南さくらが丘団地15号線	津市久居野村町字池尻199 1番18から	平成26年 4月1日
		津市久居野村町字池尻199 1番14まで	
2492	南さくらが丘団地16号線	津市久居野村町字花領下18 54番16から	平成26年 4月1日
		津市久居野村町字花領下18 54番15まで	
2493	南さくらが丘団地17号線	津市久居野村町字花領下18 54番8から	平成26年 4月1日
		津市久居野村町字花領下18 54番1まで	
2494	南さくらが丘団地18号線	津市久居野村町字花領下18 54番11から	平成26年 4月1日
		津市久居野村町字花領下18 54番12まで	
2495	野村59号線	津市久居野村町字八丁816 番1から	平成26年 4月1日
		津市久居野村町字八丁816 番7まで	
2496	野村60号線	津市久居野村町字権田347 番11から	平成26年 4月1日
		津市久居野村町字権田347 番15まで	
2497	東鷹跡15号線	津市久居東鷹跡町292番1 から	平成26年 4月1日
		津市久居東鷹跡町292番4 まで	
2499	森北16号線	津市森町字下大谷5007番 3から	平成26年 4月1日
		津市森町字上大谷5000番 8まで	
3599	東千里19号線	津市河芸町東千里字大沢18 8番1から	平成26年 4月1日
		津市河芸町東千里字大沢18 8番5まで	
7512	八太509号線	津市一志町八太字正光寺16 82番7から	平成26年 4月1日
		津市一志町八太字正光寺16 82番23まで	

7513	八太510号線	津市一志町八太字正光寺1682番15から	平成26年 4月1日
		津市一志町八太字正光寺1682番12まで	
8067	田尻368号線	津市一志町田尻字川原700番1から	平成26年 4月1日
		津市一志町田尻字川原700番5まで	
8068	高野362号線	津市一志町高野字下出垣内526番7から	平成26年 4月1日
		津市一志町高野字下出垣内526番8まで	
8069	高野363号線	津市一志町高野字下出垣内526番15から	平成26年 4月1日
		津市一志町高野字下出垣内526番16まで	
1304	江戸橋第27号線	津市江戸橋二丁目59番24から	平成26年 4月1日
		津市江戸橋二丁目59番23まで	
1305	栗真小川町第17号線	津市栗真小川町字中沢740番から	平成26年 4月1日
		津市栗真小川町字中沢741番2まで	
2627	一身田中野第29号線	津市一身田中野字東野90番2から	平成26年 4月1日
		津市一身田中野字東野87番1まで	
2628	高野尾豊が丘第148号線	津市高野尾町字北山2386番352から	平成26年 4月1日
		津市高野尾町字北山2386番374まで	
3874	羽所町第10号線	津市羽所町399番から	平成26年 4月1日
		津市羽所町700番まで	
3875	広明町第25号線	津市広明町101番から	平成26年 4月1日
		津市広明町93番1まで	
3876	緑ヶ丘団地第27号線	津市大谷町96番3から	平成26年 4月1日
		津市大谷町96番11まで	
3877	兵丹池団地第7号線	津市上浜町六丁目213番3から	平成26年 4月1日
		津市上浜町六丁目216番23まで	
3878	一色町第2号線	津市一色町字寺門226番4から	平成26年 4月1日
		津市一色町字寺門219番まで	

3879	栄町羽所町第7号線	津市栄町二丁目461番から	平成26年 4月1日
		津市羽所町609番まで	
3880	栄町第40号線	津市栄町二丁目477番から	平成26年 4月1日
		津市栄町二丁目477番まで	
3881	栄町第41号線	津市栄町二丁目453番から	平成26年 4月1日
		津市栄町二丁目453番まで	
3882	栄町第42号線	津市栄町二丁目436番から	平成26年 4月1日
		津市栄町二丁目436番まで	
3883	栄町第43号線	津市栄町二丁目417番から	平成26年 4月1日
		津市栄町二丁目417番まで	
4331	神戸第44号線	津市神戸字乙木379番1から	平成26年 4月1日
		津市神戸字乙木383番3まで	
4332	南新町第5号線	津市南新町109番13から	平成26年 4月1日
		津市南新町109番14まで	
4333	南新町第6号線	津市南新町211番62から	平成26年 4月1日
		津市南新町211番64まで	
4334	愛宕町第4号線	津市愛宕町字清原219番から	平成26年 4月1日
		津市愛宕町字清原188番まで	
4335	愛宕町第5号線	津市愛宕町字清原136番から	平成26年 4月1日
		津市愛宕町字清原141番まで	
4336	寿町第12号線	津市寿町513番5から	平成26年 4月1日
		津市寿町513番25まで	
4337	寿町第13号線	津市寿町48番から	平成26年 4月1日
		津市寿町36番まで	
5526	向井第9号線	津市安東町字木若2677番から	平成26年 4月1日
		津市安東町字木若2676番まで	

5 5 2 7	向井第 1 0 号線	津市安東町字木若 2 7 1 9 番 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市安東町字木若 2 7 2 1 番 まで	
6 4 5 8	阿漕浦第 1 6 号線	津市津興字港中道北 3 7 9 番 2 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市津興字港中道北 3 8 2 番 9 まで	
6 4 5 9	上弁財町津興第 5 号線	津市津興字釜屋 3 2 6 8 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市津興字釜屋 3 2 7 3 番 2 まで	
6 4 6 0	上弁財町津興第 6 号線	津市津興字下弁財町 3 0 3 5 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市津興字下弁財町 3 0 3 2 番 まで	
6 4 6 1	垂水第 6 8 号線	津市垂水字上屋敷 1 2 8 8 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市垂水字上屋敷 1 2 8 7 番 まで	
6 4 6 2	藤方第 3 3 号線	津市藤方字浜替 5 0 1 番 1 9 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市藤方字浜替 5 0 1 番 6 2 まで	
6 4 6 3	藤方第 3 4 号線	津市藤方字浜替 5 0 1 番 1 2 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市藤方字浜替 5 0 1 番 5 5 まで	
6 4 6 4	藤方第 3 5 号線	津市藤方字浜替 5 0 1 番 2 0 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市藤方字浜替 5 0 1 番 3 3 まで	
6 4 6 5	藤方第 3 6 号線	津市藤方字西大田 5 5 8 番 2 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市藤方字浜替 4 9 9 番 1 ま で	
7 4 3 7	高茶屋小森山第 3 8 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 2 番 2 5 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 2 番 2 3 まで	
7 4 3 8	高茶屋小森南第 6 号線	津市高茶屋小森町字焼野 9 9 1 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 8 まで	
7 4 3 9	高茶屋小森南第 7 号線	津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 3 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 3 まで	
7 4 4 0	高茶屋小森南第 8 号線	津市高茶屋小森町字焼野 1 0 1 4 番 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字焼野 1 0 0 6 番 2 まで	

7 4 4 1	高茶屋小森町第 5 4 号線	津市高茶屋小森町字焼野 1 0 5 5 番から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字焼野 1 0 5 7 番まで	
2 4 9 8	久居団地 2 6 号線	津市久居野村町字野村 3 7 2 番 9 1 から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字野村 3 7 0 番 1 まで	
8 0 0 0	白山芸濃線	津市白山町二本木字北出前 4 6 6 7 番から	平成 2 6 年 4 月 1 日
		津市芸濃町椋本字平林 3 5 3 3 番まで	

津市告示第 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中ノ村自治会

三重県津市白山町中ノ村 1 1 5 番地

代表者 長谷川 好

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	今 井 直 毅 三重県津市白山町中ノ村 5 4 番地
変更後	長谷川 好 三重県津市白山町中ノ村 2 6 8 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 2 6 年 1 月 2 6 日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第 6 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

村主区自治会

三重県津市安濃町川西 1 1 6 6 番地

代表者 宮 田 三 郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	村 主 正 博 三重県津市安濃町川西 1 1 2 5 番地
変更後	宮 田 三 郎 三重県津市安濃町川西 1 1 2 4 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 6 年 3 月 1 6 日の定期総会において選任され、平成 2 6 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 6 2 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
有限会社 松村土木	津市大里窪田町 1 7 5 2 番地の 3	平成 2 6 年 4 月 1 日から 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
小竹設備	多気郡多気町西池上 3 3 2 番地	平成 2 6 年 4 月 1 日から 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市公告第 28 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

平成 26 年 3 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 採用職
助教
- 2 専門分野
栄養学、食品学、栄養教育学、給食管理学
- 3 担当業務
 - (1) 上記分野にかかわる教育、研究活動
 - (2) 栄養士養成課程における実験実習科目の補助
- 4 採用人員
1 名
- 5 応募資格
以下の(1)及び(2)の条件を満たすもの
 - (1) 管理栄養士の資格を有する者
 - (2) 修士以上の学位を有する者
- 6 採用時期
平成 26 年 10 月 1 日（予定）
- 7 給与
津市職員の給与に関する条例等の定めるところによる。
- 8 公募締切
平成 26 年 5 月 19 日（月）（午後 5 時までに必着のこと。）
- 9 面接日
平成 26 年 7 月 6 日（日）（面接者には 6 月 19 日（木）又は 6 月 20 日（金）にメールで連絡します。）
- 10 提出書類
 - (1) 応募書類一覧表
 - (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記してください。）
 - (3) 教育研究業績書
 - (4) 主要な著書、論文等の別刷り又はその写し 5 点以内
 - (5) 研究業績のうち主要なもの 3 点の概要（各 800 字程度）

- (6) 教育・研究に関する抱負（1,000 字程度）
- (7) 管理栄養士免許証又は登録証の写し
- (8) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し可）
 - ア 推薦状がある場合は添付してください。
 - イ (3)の教育研究業績は指定の様式を使用してください。
（本学ホームページ（<http://www.tsu-cc.ac.jp>）よりダウンロード可）

11 選考方法

本学教授会において審議のうえ決定します。

12 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住できること。

13 書類提出先

〒514-0112 三重県津市一身田中野 157 番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「食物栄養学専攻専任教員応募書類在中」と朱書きしてください。）

14 問い合わせ先

三重短期大学 大学総務課総務担当

電 話 0 5 9 － 2 3 2 － 2 3 4 1 （代）

F A X 0 5 9 － 2 3 2 － 9 6 4 7

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

（ただし、問い合わせは原則として F A X 又は E-mail とします。）

津市公告第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 26 年 3 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 26 年 3 月 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居明神町字風早 2073 番ほか 9 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方 501 番地の 62
株式会社ヘルスケア一光
代表取締役 南野 利久

津市公告第 30 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 26 年 3 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類
第 42 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
平成 26 年 3 月 17 日
- 3 指定道路の位置
津市戸木町字東出 7054-4、7164 の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
延長 28.2 メートル
幅員 5.0 メートル

津市公告第 3 1 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
杜の街アカシアの丘東緑道	津市河芸町杜の街二丁目 9 番地 3	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
杜の町アカシアの丘西緑道	津市河芸町杜の街二丁目 9 番地 1 0	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
杜の街くるみの丘南公園	津市河芸町杜の街三丁目 9 番地 1	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
杜の街くるみの丘中央公園	津市河芸町杜の街三丁目 9 番地 2	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
杜の街ひだまり公園	津市河芸町杜の街三丁目 9 番地 3	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
上野南公園	津市河芸町上野 1 8 2 2 番地 1 1	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
ガーデンヒルズ河芸浜田パーク	津市河芸町浜田 1 9 8 番地 1 8	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
白塚町白池公園	津市白塚町 2 2 7 番 地 4 0	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
一身田中野小向公園	津市一身田中野 2 0 6 番地 4 0	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
上浜ヒルズ公園	津市上浜町六丁目 2 1 8 番地 2 7	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
美川町 3 号公園	津市美川町 5 9 番地 1 1	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

二重池北公園	津市半田 3 4 2 1 番 地 4	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
コモンガーデン津 南台公園	津市垂水 1 8 2 0 番 地 3 3	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
垂水プリマ公園	津市垂水 7 4 5 番地 6	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
南城山 1 号公園	津市城山一丁目 2 1 3 7 番地 1 2	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
南城山 2 号公園	津市城山一丁目 2 1 3 7 番地 7	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
戸木ふれあい公園	津市戸木町 5 4 1 3 番地 3 2	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
さくらヒルズ野村 公園	津市久居野村町 1 9 9 1 番地 2 4	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
牧町北公園	津市牧町 4 4 6 番地 2 0	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
万町公園	津市久居万町 7 2 0 番地 1	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
青葉台南公園	津市青葉台二丁目 9 番地 1 2	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
持川町公園	津市久居持川町 2 3 3 1 番地 7	別 図 の とおり	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設整備課

津市公告第 3 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 6 年 3 月 2 0 日

2 抑留期間 平成 2 6 年 3 月 2 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市戸木町	柴	茶白	雄	中型	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 26 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 26 年 3 月 26 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市半田字四十九山 1478 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市半田 1883 番地
深見正美

津市公告第 3 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 6 年 3 月 2 7 日

2 抑留期間 平成 2 6 年 4 月 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居野村町	雑種	白茶	雌	中型	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 26 年 3 月 24 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市水道事業管理規程第 1 号

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市水道事業会計規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「津市水道局現金取扱員の現金取扱限度を定める規定」を「津市水道局現金取扱員の現金取扱限度を定める規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 9 号）」に改める。

第 63 条第 1 項中「規定」を「規程」に改める。

第 83 条を次のように改める。

（固定資産の範囲）

第 83 条 この規程において「固定資産」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 車両運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

第105条中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第110条第1項第2号中「資金計画」を「予定キャッシュ・フロー計算書」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号の予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第122条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「繰延勘定」を「繰延資産」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「退職給与引当金及び修繕引当金」を「引当金」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 繰延収益の償却

第123条第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第123条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第7号のキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

津市水道局告示第 5 号

津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
小竹設備	三重県多気郡多気町西池上 332 番地	平成 2 6 年 3 月 1 4 日

津市水道局告示第 6 号

津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
西出環境設備	津市久居緑が丘町一丁目 7 番地 3	平成 2 6 年 3 月 1 8 日

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

津市消防違反処理規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項及び第 3 項中「第 8 条の 2 第 3 項」を「第 8 条の 2 第 5 項及び第 6 項」に改める。

別表第 1 中

「

⑥ 共同 防火管 理協議 事項及 び共同 防災管 理協議 事項未 決定 (法第 8 条の 2 及び 法第36 条第 1 項にお	共同防火管理協議 事項及び共同防災 管理協議事項未決 定	警告	警告事項 不履行の もの	法定命令 (法第 8 条の 2 第 3 項及び 法第36条 第 1 項に おいて読 み替えて 準用する 法第 8 条 の 2 第 3 項)	二次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置（法 第 5 条の 2）
---	---------------------------------------	----	--------------------	--	--	------------------------------

いて読 み替え て準用 する法 第 8 条 の 2)						
---	--	--	--	--	--	--

」

を

「

⑥の 1 統括防 火管理 関係違 反（法 第 8 条 の 2）	1	統括防火管理 者未選任	警告	警告事項 不履行の もの	選任命令 （法第 8 条の 2 第 5 項）	二次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置によ る。（法 第 5 条の 2）
	2	防火対象物全 体についての 消防計画未作 成	警告	警告事項 不履行の もの	作成命令 （法第 8 条の 2 第 6 項）	二次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置によ る。（法 第 5 条の 2）
	業務不 適	防火対象物全 体についての 消防計画が不 適正なもの	警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令（法 第 8 条の 2 第 6	二次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用	③の一次 措置によ る。（法 第 5 条の

	正				項)	要件に該 当する場 合	2)
⑥の2 統括防 災管理 関係違 反(法 第36条 第1項 におい て読み 替えて 準用す る法第 8条の 2)	1 統括防災管理 者未選任		警告	警告事項 不履行の もの	選任命令 (法第36 条第1項 において 読み替え て準用す る法第8 条の2第 5項)		
	2 統 括 防 災 管 理 業 務 不 適 正	防火対象物全 体についての 消防計画未作 成	警告	警告事項 不履行の もの	作成命令 (法第36 条第1項 において 読み替え て準用す る法第8 条の2第 6項)		
		防火対象物全 体についての 消防計画が不 適正なもの	警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令(法 第36条第 1項にお いて読み 替えて準		

				用する法 第 8 条の 2 第 6 項)		
--	--	--	--	-------------------------------	--	--

」

に、

「

2 法第 5
条第 1 項
第 5 条の
2 第 1 項
第 5 条の
3 第 1 項
第 8 条第
3 項若し
くは第 4
項、第 17
条の 4 第
1 項又は
法第 36 条
第 1 項に
おいて読
み替えて
準用する
法第 8 条
第 3 項若
しくは第
4 項の規
定の命令
がされた
もの

を

「

2 法第 5
条第 1 項、
第 5 条の
2 第 1 項、
第 5 条の
3 第 1 項、
第 8 条第
3 項若し
くは第 4
項、第 8
条の 2 第
5 項若し
くは第 6
項、第 8
条の 2 の
5 第 3 項、
第 17 条の
4 第 1 項
若しくは
第 2 項又
は法第 36
条第 1 項
において
読み替え

に改める。

」

て準用する
法第 8 条第
3 項若しく
は第 4 項若
しくは第 8
条の 2 第 5
項若しくは
第 6 項の規
定の命令が
されたもの

」

別表第 3 中

「

法第 8 条第 4 項及び法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 4 項	防火管理者及び防災管理者の行うべき業務についての措置命令
---	------------------------------

」

を

「

法第 8 条第 4 項及び法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 4 項	防火管理者及び防災管理者の行うべき業務についての措置命令
法第 8 条の 2 第 6 項及び法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条の 2 第 6 項	統括防火管理者及び統括防災管理者の行うべき業務についての措置命令

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 2 号

消防本部

津市消防表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防表彰規程の一部を改正する訓令

津市消防表彰規程（平成 2 3 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員」という。）」の次に「、職員」を加える。

附 則

この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

津市教育委員会委員長 石井 雅子

津市教育委員会規則第 2 号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（授業日の変更）

第 6 条 校長等は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する休業日と授業日を振り替えることができる。

2 校長等は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する休業日を授業日に変更することができる。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

津市教育委員会委員長 石井 雅子

津市教育委員会規則第 3 号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「経理担当 施設担当」を「経理・指導担当 施設担当 給食担当」に、「学務担当 教職員担当 保健・給食担当」を「学校教育担当 学務担当 教職員担当」に、「教育課程・研修担当 生徒指導担当」を「教育支援担当 生徒指導・保健担当」に改める。

別表第 1 教育総務課の部経理担当の項中「経理担当」を「経理・指導担当」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(4) 学校の教材、教具の整備に関すること。

(5) 学校に係る経理の指導に関すること。

別表第 1 教育総務課の部に次のように加える。

給食担当	(1) 学校給食に関すること。
	(2) 学校給食センターに関すること。

別表第 1 学校教育課の部を次のように改める。

学校教育課	学校教育担当	(1) 学校教育に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 学校の設置、廃止、活用等に関すること。 (3) 幼稚園の教育課程及び指導方法に係る指導・助言に関すること。 (4) 幼稚園運営の管理に関すること。 (5) 子ども子育て支援施策に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	学務担当	(1) 就学事務に関すること。 (2) 教科書の給与に関すること。 (3) 学校の諸願い、届け及び承認に関すること。 (4) 通学区域及び通学に関すること。

		(5) 津市通学区域審議会に關すること。 (6) 奨学金の償還に關すること。
	教職員担当	(1) 教育機関職員（県費負担教職員に限る。）の定数、人事、給与及び服務並びに福利厚生に關すること。 (2) 学校の組織編成及び学校運営の管理に關すること。 (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する事務に關すること。 (4) 教育機関職員（県費負担教職員に限る。）の勤務成績の評定に關すること。

別表第1 教育研究支援課の部教育研究担当の項第3号を次のように改める。

(3) 教科書の採択に關すること。

別表第1 教育研究支援課の部教育研究担当の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教職員の研修に關すること。

別表第1 教育研究支援課の部教育課程・研修担当の項中「教育課程・研修担当」を「教育支援担当」に改め、同項第5号及び第6号を削り、同部生徒指導担当の項中「生徒指導担当」を「生徒指導・保健担当」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 学校教育に關すること。

(6) 健康教育・食教育に關すること。

(7) 学校の環境衛生及び保健安全に關すること。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

教育総務課	経理担当	教育総務課	経理・指導担当
学校教育課	保健・給食担当	〃	給食担当
教育研究支援課	教育課程・研修	教育研究支援課	教育支援担当

担当 生徒指導担当	担当 生徒指導・保健担 当
--------------	---------------------

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

津市教育委員会委員長 石井 雅子

津市教育委員会規則第 4 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表教育長印の項中

「

津 市 教 育 長 印	れい書	方 21	一般	教育総務課 企画管理担 当の担当主 幹又は担当 副主幹	1
----------------------------	-----	------	----	---	---

を

」

「

津 市 教 育 長 印	れい書	方21	一般	教育総務課 企画管理担 当の担当主 幹又は担当 副主幹	1
津 市 教 育 長 印	れい書	方 30	表彰状等	教育総務課 企画管理担 当の担当主 幹又は担当 副主幹	1

に

」

改め、同表小学校印の項及び小学校長印の項中「53」を「51」に改め、同表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「41」を「39」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市教育委員会委員長 石井 雅子

津市教育委員会規則第 5 号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「2 学級」を「3 学級」に改め、同条第 11 号を削り、同条第 12 号を同条第 11 号とし、同条第 13 号を削り、同条第 14 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 15 号から第 19 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 20 号中「3 学級」を「4 学級」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 21 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条第 22 号を同条第 20 号とし、同条第 23 号中「4 学級」を「3 学級」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条第 24 号から第 34 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 35 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同号を同条第 33 号とし、同条第 36 号を同条第 34 号とし、同条第 37 号中「2 学級」を削り、同号を同条第 35 号とし、同条第 38 号から第 41 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 42 号を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会訓令第 2 号

教育委員会

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会事務局処務規程（平成 18 年津市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の表教育総務課の項中

「

7 防火管理者の選任届等に関する事		○	
-------------------	--	---	--

を

」

「

7 防火管理者の選任届等に関する事		○	
8 給食に係る衛生管理報告に関する事		○	

に

」

改め、同表学校教育課の項中

「

7 教職員の免許の申請の処理に関する事		○	
8 学校環境衛生定期検査報告に関する事		○	
9 日本スポーツ振興センター災害共済給付申請に関する事		○	
10 給食に係る衛生管理報告に関する事		○	

を

」

「

7 教職員の免許の申請の処理に関する事		○	
---------------------	--	---	--

に

」

改め、同表教育研究支援課の項中

2 副読本の届出の処理に関すること。		○		を
--------------------	--	---	--	---

2 副読本の届出の処理に関すること。		○		
3 学校環境衛生定期検査報告に関するこ と。		○		に
4 日本スポーツ振興センター災害共済給 付申請に関すること。		○		

改める。

附 則

この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成26年3月25日

津市教育委員会

委員長 石 井 雅 子

- 1 招集の日時 平成26年3月26日（水） 午後3時から
- 2 招集の場所 大会議室B
- 3 会議の事件
 - （1）津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について
 - （2）津市教育委員会公印規則の一部の改正について
 - （3）津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について
 - （4）平成26年度津市学校教育推進計画について
 - （5）「入江和歌囃子」、「専修寺太鼓門の太鼓 附鉄鉦」の津市指定文化財の指定について

津市教育委員会告示第7号

津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）第28条第1項の規定により、津市指定有形民俗文化財・津市指定無形民俗文化財に指定するので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

津市教育委員会委員長 石 井 雅 子

種 別	有形民俗文化財
名 称	専修寺太鼓門の太鼓 附鉄鉾
員 数	1 張 附 8 7 個
所在地	津市一身田町 2 8 1 9 番地
所有者	宗教法人専修寺 代表役員 青木眞暁

種 別	無形民俗文化財
名 称	入江和歌囃子
伝承地	津市藤方
保持団体	津民芸保存会 会長 大橋達郎

津市教育委員会告示第 8 号

津市文化財保護条例（平成 18 年津市条例第 245 号）第 6 条第 3 項の規定により、津市指定有形文化財を解除したので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 26 年 3 月 28 日

津市教育委員会委員長 石 井 雅 子

解除年月日	平成 25 年 8 月 7 日
種 別	有形文化財（建造物）
名 称	専修寺鐘楼
員 数	1 棟
所在地	津市一身田町 2819 番地
所有者	宗教法人専修寺 代表役員 青木眞曉

解除年月日	平成 25 年 8 月 7 日
種 別	有形文化財（建造物）
名 称	専修寺太鼓門 附太鼓胴 1 個
員 数	1 棟
所在地	津市一身田町 2819 番地
所有者	宗教法人専修寺 代表役員 青木眞曉

解除年月日	平成２６年１月２３日
種 別	有形文化財（絵画）
名 称	絹本着色 虚空蔵菩薩像
員 数	１幅
所在地	津市大門３２－１９
所有者	大宝院 代表役員 岩鶴密雄

解除年月日	平成２６年１月２３日
種 別	有形文化財（絵画）
名 称	絹本着色 愛染明王像
員 数	１幅
所在地	津市大門３２－１９
所有者	大宝院 代表役員 岩鶴密雄

解除年月日	平成２６年１月２３日
種 別	有形文化財（絵画）
名 称	絹本着色 大威徳明王像
員 数	１幅
所在地	津市大門３２－１９
所有者	大宝院 代表役員 岩鶴密雄

解除年月日	平成 2 6 年 1 月 2 3 日
種 別	有形文化財（絵画）
名 称	絹本着色 十二天像
員 数	4 幅
所在地	津市大門 3 2 － 1 9
所有者	大宝院 代表役員 岩鶴密雄

解除年月日	平成 2 6 年 1 月 2 3 日
種 別	有形文化財（絵画）
名 称	絹本着色 弘法大師像
員 数	1 幅
所在地	津市大門 3 2 － 1 9
所有者	大宝院 代表役員 岩鶴密雄

津市選挙管理委員会告示第28号

平成26年3月31日開催の津市選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第2条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 氏 名 坂 口 賢 次

2 住 所 津市半田523番地4

津市選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を津市選挙管理委員会委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理すべき者に指定したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

- 1 氏 名 鈴木 捷 功
- 2 住 所 津市河芸町北黒田82番地

津市選挙管理委員会告示第30号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりであるので同条第5項の規定により告示する。

平成26年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

第1選挙区	546人
第2選挙区	489人
第3選挙区	333人
第4選挙区	773人
第5選挙区	388人
第6選挙区	424人
第7選挙区	218人
第8選挙区	474人
第9選挙区	351人
第10選挙区	415人
第11選挙区	403人

津市選挙管理委員会告示第 31 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成 26 年 3 月 31 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹 消 者 数

男	女	計
1 人	0 人	1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹 消 し た 年 月 日 平成 26 年 3 月 31 日